

（仮称）田原中山風力発電事業に係る
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 8 年 6 月

渥美風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 ..	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧し、その後 2 週間閲覧可能とするとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和 8 年 4 月 10 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。[別紙 1 参照]

・令和 8 年 4 月 10 日（金）付

毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、産経新聞、中日新聞

※令和 8 年 4 月 22 日（水）及び 30 日（木）に開催した説明会についての公告を含む。

② インターネットによるお知らせ

令和 8 年 4 月 10 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・愛知県のウェブサイト [別紙 2-1 参照]

<https://www.pref.aichi.jp/site/assessment/>

・日本風力開発株式会社 ウェブサイト [別紙 2-2 参照]

<https://atsumiwd.com/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 田原市役所本庁舎環境政策課（2 階）
- ・ 田原市役所 渥美支所市民サービス課
- ・ 田原市中山市民館
- ・ 南知多町役場まちなみ環境課
- ・ 篠島開発総合センター

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 事業者のウェブサイト [別紙 2-2 参照]

<https://atsumiwd.com/>

(4) 縦覧期間

- ・ 令和 8 年 4 月 10 日（金）から 5 月 14 日（木）までの間とした。

※令和 8 年 5 月 15 日（金）から 5 月 28 日（木）の意見書受付終了日まで閲覧可能とした。

また、関係自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁期間、インターネットの利用による縦覧については、常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函）は 0 名であった。

また、縦覧期間中のインターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 329 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 17 条の規定に基づき、事業者は縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(6) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙 1、別紙 2-2 参照]

(7) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 令和 8 年 4 月 22 日（水）18 時 00 分～20 時 00 分

開催場所：中山市民館

（愛知県田原市中山町神明前 146-1）

来場者数：20 名

- ・ 令和 8 年 4 月 30 日（木）18 時 00 分～20 時 00 分

開催場所：南知多町総合体育館

（南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘 5）

来場者数：0 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日より起算して 2 週間を経過するまでの間、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(8) 意見書の提出期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）から令和 8 年 5 月 28 日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(9) 意見書の提出方法

環境の保全の見地から意見を有する者の意見書について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函 [別紙 3 参照]
- ②事業者への書面の郵送

(10) 意見書の提出状況

意見書の提出は 4 通（郵送）、意見総数は 81 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 18 条の規定に基づき、事業者に対して、環境の保全の見地から提出された意見書の提出は 4 通（意見総数 81 件）であった。意見書に対する事業者の見解は、表 1～表 4 のとおりである。

表 1 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書 1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1 * 基本的問題 大臣、知事意見を無視 準備書 p280、N0. 42 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、何度も求められた事業計画の大幅な見直しだけは、実施区域の見直し及び基数の削減をしましたが、大幅な見直しとは言えません。鳥類の衝突事故・累積的な影響には、環境保全措置の検討もありません。植物の重要種であるハギクソウは実施区域内での生育は確認されませんでした。と言いますが、「実施区域外の 2 地点で確認された。」（準備書 p959）とあるので、実施区域内にはなくても、せいぜい 250m の範囲内に生育しているので十分な配慮が必要です。	事業計画につきましては、方法書時に予定していた風力発電機の基数を 1 基削減し 5 基とし、また、風力発電機の配置の変更に伴い、北側の対象事業実施区域の一部を縮小しており、可能な範囲で事業計画の見直しを行っております。見直しを行った事業計画に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、環境への影響を可能な限り回避又は低減していると考えております。 また、レーダー調査においても、鳥類は既設の風力発電機を回避して飛翔していることが確認されており、鳥類の衝突事故は低減できると考えております。なお、鳥類の予測結果は不確実性を伴いますので、事後調査としてバードストライク調査や希少猛禽類調査、渡り鳥調査を実施し、衝突の事例の確認、飛翔の回避状況などを調査いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることといたします。 植物重要種のハギクソウの生育は対象事業実施区域で確認されなかったものの、工事中及び稼動後において、改変区域周辺への立入の規制など、生育環境へ配慮いたします。
2	2 * 事業計画の見直しを早く 準備書 p281、N0. 43 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、既に配慮書の段階から、環境大臣から「事業計画の大幅な見直し」、愛知県知事から「事業計画を再検討すること」と決定的な指摘を受けながら、方法書で、風力発電設備の 1 基削減だけで切抜けようという姿勢では許されません。本来は事業の廃止を含めた再検討を求めているのです。	ご指摘のとおり、本事業については配慮書段階において、環境大臣及び愛知県知事から事業計画の見直しに関するご意見をいただいております。 これらを踏まえ、現地調査、予測及び評価を実施し、風力発電設備の配置の見直し、基数の削減及び対象事業実施区域の見直しを含め、事業計画の再検討を行いました。
3	3 * 印刷・ダウンロードもできない 準備書 p281、N0. 44 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、著作権の関係上、印刷を不可とする問題については、理由がわかりません。写真撮影して記録を保存しておけば、著作権の問題はなくなるはずです。いずれにしても、縦覧期間終了後の 10 年後も 20 年後も継続的に閲覧できるように確実に実施してください。	準備書の内容そのものの複製が問題となるため、記録の仕方により著作権の問題がなくなるわけではありません。経産省による発電所の環境影響評価の手引書では、「インターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。」とされており、仮に他者が使用した場合においても、弊社としては「無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する」ことは難しいものと考えため、前述の注意事項に基づき、印刷につきましても出来ないようにさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
4	4 * 累積的な影響 準備書 p282、N0. 45 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、環境大臣、愛知県知事からも指摘されたため、北に隣接して渥美風力5基、3km北に2基があり、その間に中部電力が計画のあつみ風力2基がある。また、渥美半島の尾根に渥美グリーンパワー渥美風力4基、伊良湖風力1基がある。これらの風力発電施設の累積的影響を予測したことは当然のことですが、実質的には計画の拒否がされたのです。 また、「現地調査の結果、オオムラサキは確認されませんでした。」ということは信じられません。こういう場合は、まず現地調査の方法、日時・回数に疑問を持ってしかるべきです。現地の看板にも、サシバとオオムラサキの渡りが説明されており、特に渡りという特定の調査時期が重要です。サシバだけは準備書 p649～「現地調査（鳥類の渡り時の移動経路）」として、特別な調査をし、p661 で「サシバの渡り状況」としてまとめています。しかし、昆虫類は準備書 p676 で、一般採取（夏、秋、春）、ベイトトラップ（秋、春、夏）、ライトトラップ（夏）ということが分かるだけで、準備書 p875 で「重要な種として、現地調査により9種が確認された。」というだけです。オオムラサキは準備書 p690 で「昆虫類の重要な種」として挙げられていますが、準備書 p763 で「文献その他の資料調査のみで確認されている重要な種」で出てくるだけです。	累積的影響は、渥美風力発電所、あつみ風力発電所、あつみ第二風力発電所について予測を行いました。 サシバの渡りは特に秋に集中した飛翔が見られることは情報を得ていましたので、観察ポイントとなっている伊良湖岬との数の比較から、主な渡りのルートになっているかの状況を確認いたしました。一方のオオムラサキについては、食樹となるエノキは生育するものの、生息は確認されませんでした。また、オオムラサキの渡りという知見はなく、アサギマダラの渡りの知見はございます。伊良湖岬では、渡りをするアサギマダラが見られることは情報として得ていますが、対象事業実施区域とその周囲においては、確認されておりません。
5	5 * バードストライク調査が必要 準備書 p282、N0. 46 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、バードストライクについて予測手法を記載するのは当然です。また、他事業者の事例だから事後調査をすることはできませんと居直っているが、協力して事後調査するなど、もっと真剣に考えるべきです。さらに北隣のあつみ第2風力（中部電力5基）は2025年12月に評価書を完成させ、稼働後1年間はバードストライク事後調査を各風力発電機において月4回実施し事後調査報告書を公表することになっているので、それも参考にしてください。 いずれにしても準備書 p847「ブレード等への接触：稼働後にバードストライクに係る事後調査を実施する。」を確実に実施し、公表してください。 ただし、準備書 p1187「土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査」ではバードストライクの事後調査をするとしがなく、その調査頻度、調査方法、纏め方、公表の方法が全く示されないため、信用できません。評価書で必ず追加してください。	事後調査については、準備書 p1182～1184 に手法や期間などについて記載しております。バードストライク及びバットストライクの事後調査は p1183 に記載したとおり、稼働後1年間で毎週1回の見回りを行う計画としました。その結果については、専門家等の助言をいただき、必要に応じて環境保全措置を講じる予定です。また、事後調査の結果については公表することとなっております。
6	6 * 保安林をつぶす事業計画の再検討 準備書 p283、N0. 47 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、平成29年3月29日の林整治第2541号では、対抗できず、古い平成2年6月11日の通知文を持ち出したのですか。要は「当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とする」といいたいのでしょうか、それ	ご指摘のとおり、保安林の取扱いについては平成29年3月29日付け通知を含め、近年の通知等において、より慎重な対応が求められているものと認識しております。 本事業においては、これらの考え方を踏まえ、保安林の有する公益的機能への影響の回避・低減の観点から、風力発電設備の配置の見直し等を含

No.	意見の概要	事業者の見解
	は平成 29 年 3 月 29 日の通知で打ち消されている はずです。この時に協議した「関係機関」を具体的 に上げ、そもそもの保安林の目的を確認すると ともに、この地点での保安林解除・作業許可基準 の範囲内を再協議してください。	め、事業計画の検討を行ってまいりました。 関係機関とは適切に協議を行い、事業計画を整 理いたしました。
7	7 *作業許可の範囲内ではない 準備書 p283、N0.48 の方法書への意見及び事業 者の見解に対し、別表 4 では、1 森林の施業・管 理に必要な施設、2 森林の保健機能の増進に資す る施設、3 森林の有する保安機能を維持・代替す る施設と常識的な施設が掲げられ、4 その他とし て「②変更行為に係る区域の面積が 0.05 ヘクタ ール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メ ートル未満の点的なものを設置する場合。（例え ば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百 葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施 設、簡易な展望台等）なので、風力発電施設がこ の中に含まれるとは考えられない。意見と同じ通 知文なのに「可能であると考えております」とい うだけなので、協議した関係機関を明らかにし、 どのような根拠でそうした判断をしたのかを明記 してください。	関係機関と適切に協議を行い、保安林内におけ る作業許可基準への適合性については、別表 4 に示 される各区分の趣旨および規模等の考え方を踏ま え整理のうえ、事業計画を取りまとめました。本 件については、保安林制度の趣旨および許可基準 の適切な運用を踏まえ、計画いたしました。
8	8 *保安林内に風力発電機を設置ではないのか 準備書 p284、N0.49 の方法書への意見及び事業 者の見解に対し、基本的な意見は、保安林が事業 予定地にあるかどうかで、方法書には齟齬がある という点です。その意見に「現段階のもの。今後 の検討により変更することがある。」という理由 では説明できません。なぜ齟齬があったのです か。 また、今回の準備書では造成・基礎工事及び据 付付帯工事及び緑化工事の図を削除し、準備書 p11 で、改変面積 1.13ha、うち、緑化面積 0.23ha しか 出て来ません。保安林については準備書 p203 で事 業実施予定地は全て保安林・飛砂防備保安林にな っていますが、予測・評価には用いていません。 よほど保安林の扱いに困ったものと推測します。 なお、印刷・ダウンロードできない問題につい ては、著作権の関係上、印刷を不可という理由がわ かりません。写真撮影して記録を保存しておけ ば、著作権の問題は無くならないのではないです か。いずれにしても、縦覧期間終了後の 10 年後も 20 年後も継続的に閲覧できるように確実に実施す るため、「調整」してください。	ご指摘の保安林の所在に関する方法書と準備書 の記載の齟齬につきましては、方法書段階で利用 可能な資料に基づき整理したものの、その後の資 料精査により保安林指定範囲の反映が十分ではな かったことが判明したことによるものと認識して おります。この点については、準備書作成にあたり 関係資料の精査を行い、保安林の範囲を改めて 整理した結果、事業実施予定地の全域が保安林 （飛砂防備保安林を含む）に該当することを確認 し、記載の修正を行いました。 また、造成工事等に係る図面の取扱いにつしま しては、方法書段階から事業計画の見直しを行 い、風力発電機の配置等を含め計画内容を更新し たことに伴い、図面を全面的に見直し整理したも のです。このため、準備書においては現時点での 計画に基づき、改変面積等の内容を整理して記載 したものです。 準備書の印刷につきましては、内容そのものの 複製が問題となるため、記録の仕方により著作権 の問題がなくなるわけではありません。経産省に よる発電所の環境影響評価の手引書では、「イン ターネット上での公表に当たっては、当該図書が 事業者の著作物であることや事業者以外の者が作 成した地図、写真、図形などを含むことが多く、 当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生 じないよう留意する必要がある。」とされてお り、仮に他者が使用した場合においても、弊社と しては「無断複製等の著作権に関する問題が生じ ないよう留意する」ことは難しいものと考えて ため、前述の注意事項に基づき、印刷につきま しても出来ないようにさせていただいております。
9	9 *配慮が必要な宿泊施設、住宅が消された 準備書 p285、N0.50 の方法書への意見及び事業 者の見解に対し、①配慮が特に必要な施設等に宿 泊施設を位置付けるよう、ご指導があったという	①愛知県知事意見として、対象事業実施区域周 辺に住居や宿泊施設等が存在することから、施設 の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影 について、適切に調査、予測及び評価を行うよう

No.	意見の概要	事業者の見解
	のは、正しい指導だと判断しますが、誰からの指導かを明示してください。その指導のように、教科書にしている「発電所に係る環境影響評価の手引き」を変更するよう要請することにも必要になります。 ②敷地南端の発電施設から南側 0.6km に住宅が存在していることが配慮書の文献調査ではわからず、配慮書への意見により 0.6km 内に住宅があることがわかり、方法書の現地調査で確認したというお粗末さであり、田原市のガイドラインにも反する開発計画であった。しかも、検討過程 2 では、田原市ガイドラインによる制約として、この存在を無視された住宅から 600m の円弧が描かれており p242、事業実施想定区域の南端が削られています。ここまでわかっている、なぜこれだけの間違いを犯したのですか。また、この住宅から 600m 離すため事業実施想定区域の南端が削られていることは、今回の準備書 p555 などでは反映されていないようですがなぜですか。 ③創価学会渥美会館について、配慮が特に必要な施設等には該当しないと考えたというが、それはなぜですか。誰かに相談したのですか。	ご意見をいただいております。 ②方法書 p242 に記載されている対象事業実施区域の南端付近の円弧は、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」に記載の「建設を認めない区域」の範囲とされている、景観を重視する主要な展望地（伊良湖オーシャンリゾート、伊良湖リゾート&コンベンションホテル）から 4km の範囲であり、住居から 600m の距離の範囲ではありません。なお、本事業では最も南側の風力発電機から最寄りの住居まで約 0.7km の離隔を取っております。 ③創価学会渥美会館につきましては、学校、医療機関、福祉施設、宿泊施設ではないため、配慮が特に必要な施設とは該当しないと判断いたしました。なお、創価学会渥美会館であった建物は現時点で撤去されております。
10	10 * 田原市のガイドラインは守れるのか 準備書 p285、N0. 51 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、ガイドラインの内容については、方法書の p159 に記載してあることは確認しました。しかし、敷地南端の発電施設から南側 0.6km に位置する住宅については、配慮書段階の既存資料から判断できませんでしたが、方法書段階の現地確認において存在を確認したため、方法書以降の図書において追加・整理したということなので、0.6km は 0.59km なら駄目だし、0.61km ならいいというように、ガイドラインの 600m 以上に該当するかどうかで変わるので、m 単位で記載すべきです。	風力発電機から住居や配慮施設までの距離につきましては、m 単位で記載する精度がないため km 単位とし小数第 1 位までを記載いたしております。なお、対象事業実施区域の南側風力発電機から最寄りの住居までの距離は約 0.7km であり、600m 以上の離隔は確保されております。
11	11 * 対象事業の目的及び内容 準備書 p286、N0. 52 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、北隣で先行している、「あつみ第 2 風力発電」（2.1 万 kW5 基）は、2020 年 8 月に配慮書、2023 年 7 月に準備書が公表されていますが、主要な建物等として変電設備、送電経路を説明し、計画図まで示しています。風力発電は 1 基当たりの発電量が少なく、送電設備と変電設備が必須のものであり、それが環境影響評価の対象外というのは、常識的に許されません。結果として、今回の準備書 p33 には、送電線ルートなどが記載されています。	発電所の環境影響評価では基本的に発電設備等を対象とし送電設備等は対象としておりませんが、事業計画をお示しする情報として送電線のルート図を準備書に記載いたしております。
12	12 * カットイン・アウト風速などの明記を 準備書 p286、N0. 53 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、定格回転数、カットイン風速、カットアウト風速などを明記すべきとの意見には「準備書 p29 の使用予定の風力発電機の概要に追加記載しました」とししないと意味はありません。わざわざ、準備書の第 2 章全体を確認しないといけません。	方法書のご意見への見解において、準備書にてお示しする情報の記載場所の示し方がわかりにくくなっていました。評価書においては、わかりやすい記載に努めます。
13	13 * 安全対策の明記を 準備書 p286、N0. 54 の方法書への意見及び事業	設計基準としては、電気事業法のもとで、電気設備に関する技術基準を定める省令および発電用

No.	意見の概要	事業者の見解
	者の見解に対し法令に定められた設計基準、適切な維持管理という言葉だけではわからないための意見です。法令名、維持管理方法などの主要なものをあげてください。	風力設備に関する技術基準を定める省令が法令として定められております。また、その解釈例として、電気設備の技術基準の解釈および同解説、発電用風力設備の技術基準の解釈および同解説が示されています。 維持管理につきましては、（火力発電所などと同様に、）電気事業法のもとで、使用前自主検査ならびに定期事業者検査を受審し、保安システムの健全性について適宜確認を受けるとともに、常時の各種センサー類による異常検知、24 時間センサーでの常時運転監視、技術員による定期検査、消耗品の交換・予防保全、台風などの突発的な事象への対応、周辺安全配慮などを適宜実施してまいります。
14	14 *送電・発電設備は環境影響評価を 準備書 p286、N0.55 の方法書への意見及び事業者の見解に対し 52-11 と同様、風力発電は 1 基当たりの発電量が少なく、送電設備と変電設備が必須のものであり、それが環境影響評価の対象外というのは、常識的に許されません。	発電所の環境影響評価では基本的に発電設備等を対象とし送電設備等は対象としておりません。なお、送電線のルート図等は事業計画の情報として準備書に記載いたしております。
15	15 *工事平準化を 準備書 p286、N0.56 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書の第 2 章の「工事用資材等の運搬の方法及び規模」p21～22 には、全体運搬量の記載はなく、虚偽見解です。記載してあるのは「1 日当たり最大走行台数（往復）」p22 だけで、全体交通量の記載はありません。	準備書 2 章 p22 には最も工事関係車両の走行台数が多くなるコンクリート打設時の工事車両の 1 日の走行台数を記載しております。また、工事車両の走行による大気質、粉じん、騒音及び振動についてはそれぞれの影響が最も大きくなる時期に予測及び評価を行っております。なお、準備書 p433 に、粉じんの予測ピーク時期を求めるための工事期間中の大型車両の月平均走行台数を記載しております。
16	*15-2 工事車両の環境保全措置に平準化を 全体の運搬量について、事業者の見解 p286 で、「工事車両の交通量を可能な限り回避又は低減できるよう努めます。」ということなら、大気、騒音などの工事車両について環境保全措置を追加してください、例えば、「工事用資材等の搬出入に伴う騒音の影響を低減するための環境保全措置」として準備書 p473 には、7 点あげられていますが、「工事工程の調整等により月別の工事関係車両台数を平準化し、建築工事のピーク時間帯の走行台数の低減に努める。」「1 日の中で最も混雑する時間帯の交通量を低減できるよう、工事関係車両の走行台数の低減に努める。」だけで、全体の工事台数低減には触れていません。	工事関係車両の台数の低減につきましては、「工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減を図る。」を環境保全措置として記載しております。
17	16 *発生土処理を 準備書 p286、N0.57 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書 p27「工事に伴い発生する土量」の表をみると、（ ）書きで仮設構台下の「掘削土量は、5,128m ³ だが、内 1,068m ³ は産廃として処理予定」とあり、植栽帯の「撤去土量は 7,192m ³ だが、内 6,585m ³ は産廃として処理予定」とあり、合計 7,643m ³ は「これらは盛土等には使用できないことから、産業廃棄物（がれき類）として処理する。」と表の注にあります。そして、肝心の風力発電機基礎の掘削土量 9,251m ³ からの産業廃棄物は発生せず、6,106m ³ は、すべて基礎の埋戻しと盛土に使うというものです。風力発電機基礎の掘削土量には産業廃棄物はないのですか。	風力発電機基礎の掘削土量からの産業廃棄物の発生は想定しておりません。

No.	意見の概要	事業者の見解
18	*16-2 仮設構台は必要なのか 仮設構台の構造図が準備書 p19 に新たに追加されましたが、発電機 5 基に沿って、延々920m（幅は記載なし）も保安林を削る計画のようですが、こんなことが必要なのですか。1 台ずつ風力発電機を建てていけばいいのではないですか。北隣の第 2 あつみ渥美風力発電 5 基ではそんな計画なしで済ませているはずです。	仮設構台を設置することによる保安林の伐採は発生いたしません。保安林への影響を最小限にするべく、保安林外からクレーンで施工するための方法として仮設構台を計画しています。風力発電機 1 基ずつの施工により改変面積が現計画より減ることはありません。
19	17 * 工事中排水対策がない 準備書 p287、N0. 58 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、工事中の排水の予測不足を追加したことは評価できます。しかし、その内容は納得できません。容量は 2m³、たった 2m 四方で深さ 0.5m の貯水池だけ。過去 30 年間の田原での年間平均降水量は 1600mm ほどであり、1 基当たり開発面積が 1000m²あり、1 時間～3 時間降水量に対して雨水が流出する恐れはないのですか、70-29 方法書への意見 p290 の見解のように、環境影響評価の項目に選定したのだから、調査・予測・評価・必要な環境保全措置の検討を行うべきです。	方法書に対する愛知県知事意見及び経産大臣勧告を踏まえ、準備書において水質を環境影響評価項目に選定し、調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を講じることとしております。対象事業実施区域は砂質の土壌であり、雨水は地下浸透するため地表面から濁水が直接海域等に流入することはないと予測しております。
20	*17-2 これが工事中排水対策か 各号機の沈砂池面積が 101m²、沈砂池容積が 10.1m³(準備書 p26=p572)ということですが、図にある鋼矢板内面積 413m²－基礎砕石面積 312m²=101m²の計算は合っているようですが、基になる 413m²、312m²の根拠は不明です。しかもたった 0.1m(10cm)の水しか溜められないようなものを沈砂池と呼ぶのは大げさです。通常の沈砂池はその周りを砕石で覆い、地面への浸透を促すものです。いくら砂層であって、計算上で 1 時間浸透能力が 486～685mm あるといっても、10 年間確率雨量 66.0mm/h の 1 時間だけならこれでいいかもしれませんが、この雨量が 1 時間で済むのですか、半日この雨量が続けば 792mm となり、この砂層の浸透能力 685mm を超えてしまいます。最大雨量の継続時間の実績を調べてください。また、透水係数がそのまま維持できるとも考えられません、現実的な維持管理方法を確認してください。	風力発電機の基礎工事の鋼矢板の厚さは 340mm を想定しており、鋼矢板内面積 20.32m×20.32m＝413m²となります。 風車基礎砕石は半径 10.5m の正八角形を想定しているため、 $1/2 \times 10.5m \times 10.5m \times \sin 45^\circ \times 8 = 312m^2$ となります。 図中の計算式で示している「10.1m³」および高さ「0.1m」は目安の値であり、この目安高さにおいて、4 ヶ月で堆積する貯砂量に対して十分な容積を確保できていることを示すための記載です。愛知県河川課の HP によると豊橋地区の 1 時間における 10 年間確率強度は 58.3mm/h ですが 12 時間における 10 年確率降雨強度は 14.0 mm/h であり、12 時間の確率雨量は 168.0 mm とされております。また、風力発電機基礎の掘削深さが 4,000mm あるため、仮に 792mm の雨が降った場合におきましても雨水は沈砂池の外に排出されることはないと考えております。
21	* 17-3 大型部品の搬入ルートが異なる理由 「大型部品（風力発電機等）搬入ルートは、図 2.2-4 のとおりである。」として、「三河港から荷揚げ～主要地方道 2 号、一般国道 259 号又は主要地方道 28 号、一般国道 42 号、一般県道 420 号等を利用し、風力発電機を輸送する計画である。」と文章上まとめてありますが、p23 の図では、大型部品のうち「タワー輸送」（赤色）だけが、一般国道 259 号を外れて、「南側の一般国道 42 号を利用する計画です。通常の一般国道 259 号ブレードまでは運べるのに、タワーは運べない理由（長さ、重さ等）を具体的に明記してください。	タワーの重量が理由となります。ブレードの輸送ルートに存在する橋梁の強度に不安があるため、重量が重いタワーは南側ルートでの輸送を想定しています。
22	*17-4 総搬入量がトレーラー何台分になるのか 「大型部品（風力発電機等）の輸送については、トレーラーが 1 日当たり 4～5 台程度走行する計画である。また、大型部品の陸上輸送は夜間に実施する予定である。」とありますが、仮設構台	風力発電機の組立に係る工事期間は 10 日程度と記載がございますが、仮設構台は風力発電機組立前に設置されるため、風力発電機組立の 10 日間には含まれておりません。 なお、風力発電機 1 基当たりの仮設構台組立につ

No.	意見の概要	事業者の見解
	用の鉄骨、タワー、ナセルとブレード（風車）などの内訳を示し、発電機1基当たり工事期間10日p13の内訳を示して、総量がトレーラー何台分になるか示してください。	いて、トレーラーは組立開始から10日間は1日1台、その後の20日間は3～5台程度走行予定です。 また、風力発電機組立時に想定される輸送部品と走行台数を以下に記載します。 1日目 ボトムタワー・ナセル 計2台 2日目 セカンドタワー 1台 3日目 サードタワー 1台 4日目 トップタワー 1台 5日目 ハブ・ドライブトレイン 計2台 6～8日目 ブレード 各1台 計3台 合計10台
23	*17-5 可能な限り排出ガス対策型、低騒音型？ 「建設工事に使用する主な重機は、～可能な限り排出ガス対策型、低騒音型の機器を用いる計画である。」とありますが、可能な限りを定義してください。発注仕様書で明記したりしてそれが守られる保証はあるのですか。	排ガス・騒音に対する関連法規に準拠したものを使用します。発注／契約にあたり仕様書の内容は厳守されます。
24	18 *低周波音苦情の全国調査を 準備書 p287、N0.59 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、提供したのは、騒音苦情の情報ではなく、その内の低周波音の状況です。また、騒音苦情（令和4年度、5年度）の原因について質問したことはありません。さらに苦情について全国状況を追加するようにと主張したのは、389か所の風力発電所のうち、騒音・低周波音に関する苦情が寄せられたか、要望書が提出されたことがあるものは64か所であったため、風力発電は低周波音の問題を発生することが多いと、事業者が把握すべきと判断し、慎重な予測・評価を求めたものです。	風力発電施設の稼働に伴う騒音や低周波音に関するご懸念の声があることは認識しております。騒音及び低周波音の調査、予測及び評価にあたっては、環境省のマニュアルや指針、ISOの感覚閾値等に基づき、適切に実施いたしました。
25	19 *近くの伊良湖町で地下水質汚染 準備書 p287、N0.60 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、出典の記載漏れがあることを認め、準備書 p58 では出典を記載したので、とりあえず解決しました。しかし、造成工事に伴う排水や掘削土からの浸出水に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が含まれるおそれを判断できるようにという意見は、解決していません。3km 程離れた田原市伊良湖町では、2014年度から2024年度まで、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、12、10、16、42、5.7、7.0、14、29、3.2、4.4、3.4mg/l であり、2017年度42mg/l、2021年度29mg/lと環境基準の10mg/lを大きく超える年があるため、2024年度に3.4mg/l だったからと言って、油断できる状況ではありません。このことは令和7年版国の環境白書 p209 でも「超過率が高い状況にある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策については、過剰施肥、不適正な家畜排せつ物管理及び生活排水処理等が主な汚染原因であるとみられる」と分析しており、単年度の調査結果では判断できない問題です。	本事業の風力発電機の設置予定地付近の土壌は砂地であり、環境保全措置として各ヤードの基礎に沈砂池を設置することとしているため、工事中の降雨による排水は地下に浸透し、周辺に流出するおそれはないものと考えております。
26	20 *幹線交通を担う道路、道路に近接する空間を明確に 準備書 p288、N0.61 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、騒音の環境基準のあてはめがはっきりできていない点を指摘され、準備書 p472 道路騒音の予測結果などで、「B地域のうち2車線以	沿道2の一般国道259号線は「2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路」に該当しますので、道路端から15mの範囲に昼間70デシベルの環境基準が適用されるものと認識しております。沿道2については道路端であるため、昼間70デシベルの環境基準を用いた評価を実施しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
	上の車線を有する道路に面する地域の環境基準と比較すると、沿道 1 は環境基準値を下回る。」としており、その点は正しくなっている。「幹線交通を担う道路に近接する空間」は、この場合 15m であり、15m を超える地域は通常の環境基準が適用されるので、その点の評価をしておらず、不十分です。	15m を超える範囲については評価を実施しておりませんが、近接空間と非近接空間の境界点となる道路端から 15m 地点での騒音レベルを試算しましたところ、予測値は道路端より 5 デシベル以上減衰します。そのため、沿道 2 が「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を満足していれば、必然的に 15m 離れた地点でも「B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」の環境基準（昼間 65 デシベル）を満足するものと考えております。
27	21 * 残留騒音の説明を 準備書 p288、N0. 62 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、表から、渥美風力発電機が稼働中の風車騒音（ $L_{Aeq, WTN}$ ）をどのように算出したかがわかりません。つまり予測条件がない不十分な準備書です。	渥美風力発電機が稼働中の風車騒音は、現況調査結果として示している値であり、調査時における「有効風速（カットイン風速 3m/s から定格風速 12m/s）の範囲内にある 10 分間の 90% 時間率騒音レベル（ $LA_{90, 10min}$ ）に 2 デシベルを加え、昼間及び夜間における基準時間帯毎にエネルギー平均値を算出」した値を、現況調査時の風車騒音（ $L_{Aeq, WTN}$ ）としています。算出方法は、風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルに準じており、準備書 p490 に記載のとおりです。
28	22 * 配慮が特に必要な施設等との位置関係 0.8km は虚偽 準備書 p288、N0. 63 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、基数削減、位置の変更だけで、田原市のガイドラインを守るような姑息な手段はとらないでください。	事業計画につきましては、方法書時に予定していた風力発電機の基数を 1 基削減し 5 基とし、また、風力発電機の配置の変更に伴い、北側の対象事業実施区域の一部を縮小しており、可能な範囲で事業計画の見直しを行っております。また、対象事業実施区域の南側の風力発電機から最寄りの住居まで約 0.7km の離隔を確保しており、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」を遵守しております。
29	23 * 同じ過ちがある 準備書 p289、N0. 64 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、基数削減、位置の変更だけで、田原市のガイドラインを守るような姑息な手段はとらないでください。 また、事業予定地からの距離であり p175、風力発電機から 600m 以内という判断はできないはずである点についての見解が不足しています。	「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」では、風力発電施設等の建設等に当たって、住宅等と当該風力発電施設等との距離が 600m 以上とすることが記載されており、この認識に基づいております。
30	24 * 景観の評価で配置検討は不可能 準備書 p289、N0. 65 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書 p1099 の環境保全措置に「方法書において 6 基を予定していた風力発電機の設置基数を 5 基に減らす計画とする。」とあるだけで、配慮書、方法書と進めた 6 基の計画を突然 5 基に減らす理由がわかりません。また、準備書 p1246 の「環境保全上留意が必要な所による絞り込み」として「検討対象エリアには、「田原市～ガイドライン」（田原市、平成 28 年）において、「建設等を認めない区域」が存在するため、事業実施想定区域はこれらを避ける計画とする。」と直接的理由が記載してあるが、住民意見により判明したとは記載していない。そもそも配慮書段階の計画が杜撰だったことを認めて記載してください。	配慮書及び方法書時に計画していた単機出力 3,200～3,600kw の風力発電機がメーカーより供給されなくなったため、準備書時に規格の大きい 4,200kw 級の風力発電機を採用し基数を 6 基から 5 基に減らすこととしました。
31	25 * 建設振動を選定しない理由 準備書 p289、N0. 66 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、建設騒音を選定しながら建設振動を選定しないような環境影響評価は初めてで	建設機械の稼働に伴う振動は、発電所アセス省令の参考項目となっておりますが、道路環境影響評価の技術手法に準じてハンドブレーカを用いた際の振動レベルを試算すると、30m の離隔で 36

No.	意見の概要	事業者の見解
	す。準備書 p476 では建設騒音の諸元が示しており、相当な騒音・振動発生があることが予想されます。振動だけ、簡易な試算で済ませる意味が分かりません。また、試算も「敷地境界からの離間は 30m は確実にとられると想定」という程度であり、このように狭い敷地で、敷地境界との離間が 30m も取れるのかは不明です。特にガードレール撤去でブレーカーを用いますが、この作業は敷地境界との距離はほとんどとれないため、予測時期から外した結論と思われます。	デシベルとなり、人体の振動感覚閾値である 55 デシベルを大きく下回っており、建設工事による振動の影響は小さいものとなっております。
32	*25-2 環境影響評価項目の選定変更 準備書 p308 の環境影響評価項目の選定の表の注 3 に「令和 2 年 8 月 31 日の「発電所アセス省令」の改正に伴い、第 23 条に基づく、風力発電所に係る参考手法から、工事の実施に伴う大気環境の項目のうち、「工所用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」に伴う「窒素酸化物」、「粉じん等」の項目及び「建設機械の稼働」に伴う「振動」の項目が削除されたが、方法書時と同様に上記の項目についても選定の可否を検討した。」とありますが、「窒素酸化物」、「粉じん等」はそのまま残し、「建設機械の稼働」に伴う「振動」だけ不用とした理由がわかりません。準備書 p312 に環境影響評価の項目として選定しない理由があり、建設機械の稼働に伴う振動については「工事において、特に大きな振動を発生するような工法を採用しない。」「道路環境影響評価の技術手法で～0.7km 離れた住宅等が存在する地点で 10%の人が感じる振動レベル 55dB を十分に下回る（予測してみないとわからない）。」とあり、あまりにも、今回は仮設構台のため、ガードレールをブレーカーで除去するという特殊性を無視しています。 「建設機械の稼働」に伴う「窒素酸化物」、「粉じん等」は「実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する（準備書 p310）」以上に選定すべき理由があります。	道路環境影響評価の技術手法に準じてハンドブレーカーを用いた際の振動レベルを試算したところ、30m の離隔で 36 デシベルであり、人体の振動感覚閾値である 55 デシベルを大きく下回っており、建設工事による振動の影響は明らかに小さいため、環境影響評価項目として選定しておりません。振動については地面を伝播する際に急速に減衰していきますが、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物や粉じん等の大気質については、大気中を拡散することにより対象事業実施区域周囲の住居に影響を及ぼす可能性があることから環境影響評価項目として選定しております。
33	*25-3 建設騒音の疑問 建設騒音の予測条件は、準備書 p476 にあるように「騒音源データは表 10.1.1.3-14 建設機械の稼働は、予測対象の建設機械の全てが同時の稼働するものとし、稼働時間は～8 時間とした。～予測対象時期における工事種別の位置」があるものの、準備書 p478 で突然予測結果が示されています。 名古屋都市高速道路の出入り口の追加が環境影響評価対象外だとされ、正式な環境影響評価は行なわれなかったが、地元説明や市議会の説明に必要として名古屋市の依頼により、名古屋高速道路公社は環境予測を行い、都市計画変更も行いました。 ところが、名古屋高速道路公社は 2024 年 6 月に、都心アクセス関連事業（新洲崎先地区、黄金地区、栄・丸田町地区）では、騒音予測結果に誤りがあると公表しました。新洲崎地区では最大 7dB、黄金地区では最大 5dB、栄・丸田地区では最大 3dB 増加し、いずれの地区においても必要な環境保全対策を講じないと環境基準を満足しないと	準備書 p478 建設機械の稼働による騒音の寄与値の表の値については、音源となる建設機械の A 特性音響パワーレベルを予測地点までの距離に応じて減衰させることで算出しております。また、建設機械の A 特性音響パワーレベルを設定した騒音予測シミュレーションモデルにより作成した準備書 p480 の建設機械の稼働に伴う騒音の寄与値の図によっても寄与値が同程度であることを確認しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
	いうひどい間違いでした。こうした間違いが起こらないよう、事業者も審査部局も適切な作業をすべきですが、この建設騒音ではどのようなチェックがなされたのですか。 特に、準備書 p481 の「騒音 6 においてはガードレール撤去のために近傍でブレーカーを稼働する予定であり、建設機械の稼働期間は一時的である。また、90%レンジの上端値 (L_{A5}) は敷地境界で最大 65 デシベルであり」の 65dB の再確認を求めます。	
34	*25-4 風車騒音 (周波数特性) は正しいのか 準備書 p487 の風力発電機のオクターブバンド毎の A 特性音響パワーレベル (周波数特性) が、表の注で「本事業はメーカー値」とあるが、非常に不確かである。メーカーはオクターブバンド毎のデータを出さないのか。また、「渥美はメーカー値である 0. At 値に -4dB/oct の傾きを与えて推計した。」とありますが、これは事実と反します。例えば、あつみ風力は、図のように 63~500Hz は確かに -4dB/oct の傾きですが、1kHz 以上は +4dB と逆になっています。文章が間違っているのか、表の数値 (予測条件) が違うのかを明らかにしてください。	準備書 p487 風力発電機のオクターブバンド毎の A 特性音響パワーレベルの表中の渥美風力の A 特性音響パワーレベル (周波数特性) については、聴感補正のない音圧レベル (平坦特性) に -4dB/oct の傾きを与え、さらに人間の聴感補正 (A 特性補正) をかけた数値を記載しております。そのため、表中では 500Hz 以下と 1000Hz 以上では傾きが逆転したように見えますが、人間の聴感補正を除いた平坦特性でみると -4dB/oct となります。
35	*25-5 風車騒音 (空気による減衰等) は正しいのか 準備書 p483~p486 の 4 頁にわたって、空気による減衰等の計算式が仰々しく記載してありますが、この式だけでは予測の結果があれば、正しいかどうかの確認ができません。i 空気の吸収による減衰 A_g の算出では、酸素の飽和周数 f_{R0}、窒素の飽和周波数 f_{RN} は決まっていれば記載してください。また温度 T、相対湿度 T_0 はどの値としたのですか。ii 障壁等の回折による減衰 A_r の算出では、Z 直接音と回折音の経路差 (この地域の地形)、iii 地表面の影響による減衰 A_g の算出では、音源領域のもとになる h_s、受音領域のもとになる h_r はどう設定するのですか。中間領域の減衰量の $(1-G)$ の G は定義もないし、設定方法も不明です。$a'(h)$, $b'(h)$, $c'(h)$, $d(h)$ の計算式にある h_s、h_r も重要です。 いずれにしても空気による減衰、地表による減衰は、1~2km 程度の距離では、通常は安全を見込んでゼロとみなして、このようは複雑な計算は行なわないものです。	空気吸収による減衰については ISO 9613-1:1993 にある算出方法を用いて、回折減衰および地表面の影響による補正については ISO 9613-2:1993 に準じて算出しています。なお、空気吸収減衰の算出にあたり設定した気温と相対湿度は、現地調査期間の平均値で設定しており、準備書 p488 の表 10.1.1.3-22 に記載のとおりです。地表面の影響による補正にかかる地盤係数 G の設定についても、準備書 p485 に記載しているとおりです。
36	26 *造成等に伴う濁水を環境影響評価項目に 準備書 p289、N0.67 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、実質的には、環境影響評価項目に選定しているので、素直に、選定しない理由が間違えていたと謝罪すべきです。	環境影響評価においては、調査、予測及び評価の手法を記載したものとして方法書を作成し、それに対して住民の皆様や自治体、国のご意見や審査を踏まえ、より適切な手法を用いて準備書段階で調査、予測及び評価を実施するものとなります。そのため方法書段階で選定しなかった項目を準備書において選定することになったとしても、方法書時のものが間違っていたという訳ではありません。
37	27 *放射線の量を選定しない理由 準備書 p289、N0.68 の方法書への意見及び事業者の見解に対し愛知県で空間放射線量率を測定しているのは、環境調査センター (名古屋市)、環	準備書 p126~127 に対象事業実施区域に近い空間放射線量率の調査地点として豊橋市の環境調査センター東三河支所局の測定結果を記載しておりますが、高い測定結果は確認されておりません。福

No.	意見の概要	事業者の見解
	境調査センター東三河支所（豊橋市）、西三河県民事務所（岡崎市）など 5 か所だけであり、渥美半島先端の測定はされていない。それにも関わらず、空間放射線量率の高い地域は確認されていないという判断はどのようにしたのか。測定していないので不明であると記載すべきです。	島の原子力発電所の事故による放射性物質が拡散して渥美半島先端まで達したとすると、東三河支所局でも高い測定結果となると考えられますが、測定結果は高くはないため、対象事業実施区域付近の空間放射線量率も高くはないと判断しております。
38	28 *土壌を環境影響評価項目に選定すべき 準備書 p290、N0. 69 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、「発電所に係る環境影響評価の手引き」が時代遅れになっているだけで、その改正を求めてください。	「発電所に係る環境影響評価の手引き」は法律の改正や社会・技術状況の変化等、必要性に応じてその都度改訂が行われますが、今後も最新のものにしながら環境影響評価を行ってまいります。
39	29 *水質を環境影響評価項目に選定すべき 準備書 p290、N0. 70 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、水質を環境影響評価項目として追加したことは評価できます。 しかし、今回の準備書 p26 では、1 発電機について、容量は 10.1m ³ 、たった 21m 四方の 4 隅だけで深さ 0.1m の沈砂池だけ。準備書 p573 の予測で、「浸透能力は～1.35～1.68×10 ⁻⁴ m/s であり、(486～605mm/h)であり、田原地域気象観測所での 10 年間確率雨量 66.0mm/h を上回る値となっている。」とありますが、環境影響評価の項目に選定したのだから、もっと緻密な調査・予測・評価・必要な環境保全措置の検討を行うべきです。	風力発電機の設置予定地付近の土壌は砂地であり、周辺に河川もないことから、現地調査をした土壌の浸透能力とこの地域の 10 年及び 50 年確率雨量とを比較することにより予測及び評価を行いました。環境保全措置として各ヤードの基礎に合計面積が 101m ² となる沈砂池を設置することとしております。海岸域の砂地に設置される沈砂池としては規模は十分であり、深さが 0.1m であっても工事中の降雨による排水を浸透する十分な能力を有しているものと考えております。沈砂池については大雨の後などには砂の堆積状況を確認し、必要に応じて浚渫等を行い容量を維持する予定としております。
40	30 *粉じんの評価は環境基準ではない 準備書 p290、N0. 71 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、スパイクタイヤを装着せざるを得ない規制値的な値であり、環境基準などとは全く性格が異なっており、整合を図る基準又は目標として、本参考値が記載されている「道路環境影響評価の技術手法」はあまりに古い手法です。内容の変更を求めてください。	工事車両の走行に伴う粉じん等については、環境基準のような基準又は規制値は定められていないため、「道路環境影響評価の技術手法」に記載された降下ばいじん量の 10t/(km ² ・月)を環境保全目標として設定しております。また、予測の結果は、この目標値を十分に下回っております。車両の走行に伴う粉じん等の評価手法につきましては知見の把握に努めてまいります。
41	31 *工事用車両（騒音）は土・日曜・夜間に行わないのか 準備書 p291、N0. 72 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書の段階で、土・日曜、夜間走行をしないことを約束しました。この約束を厳守してください。	準備書に記載のとおり、工事用資材等の搬出入は平日 7 時から 18 時とし、日曜日の搬出入は行わない予定として整理いたしました。
42	32 *騒音（工事用資材等の搬出入）の評価（環境基準）を明確に 準備書 p291、N0. 73 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、あいまいだった評価方法を明記したので、やっと準備書らしくなりました。	工事車両の騒音については「道路に面する地域」及び「幹線交通をになう道路に近接する空間」の環境基準に基づいて適切に評価いたしました。
43	*32-2 幹線交通を担う道路に近接する空間の奥を評価すべき 「幹線交通を担う道路に近接する空間」は、沿道 1 の場合 15m であり、15m を超える地域は通常的环境基準が適用されます。また、沿道 2 の場合の近接する空間は 20m であり、20m を超える地域は通常的环境基準が適用されるのでその点を評価すべきです。 準備書の現地調査では、「調査地点の道路断面構造図等（沿道 1 田原市道（亀山西山線）」p448、「調査地点の道路断面構造図等（沿道 2 一般国道 259 号）」p449 と図の中に制限速度と舗装種別があるだけで、道路の奥、15m とか 20m 以遠の	沿道 1 については 2 車線の市道であり、「幹線交通を担う道路」には該当しないため、B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域的环境基準を用いて評価いたしました。 沿道 2 については一般国道 259 号線であり、「2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路」に該当しますので、道路端から 15m の範囲に昼間 70 デンベルの環境基準が適用されるものと認識しております。沿道 2 は道路端にあたるため、昼間 70 デンベルの環境基準を用いた評価を実施しております。 沿道 2 については道路端から 15m を超える範囲における調査、予測、及び評価を実施しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
	ことは調査もしていません。 準備書 p473 の評価では、「沿道 1 は環境基準値を下回る。」「沿道 2 は環境基準値を下回る。」とありますが、評価としては不十分です。「幹線交通を担う道路に近接する空間」についての評価だけではなく、その奥の通常の道路に面する区域の環境基準との比較も行っており、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性があることを説明できるのです。	んが、道路から距離を取ることで現況値が小さくなること、道路端から 15m 離れた場合に予測値は 5 デシベル以上減衰することを踏まえると、沿道 2 が「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準（昼間 70 デシベル）を満足していれば、必然的に 15m 離れた地点でも「B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」の環境基準（昼間 65 デシベル）を満足するものとなります。よって、沿道 2（道路端）の評価結果をもって、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性があると判断いたしました。
44	33 *建設機械騒音が規制のある敷地境界で予測しないのか 準備書 p291、N0.74 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、敷地境界の予測は、最も民家に近い「騒音 6」地点だけであり、現地調査は実施しないことがやっと判明しました。 敷地境界の予測値 65dB は、距離減衰と遮蔽効果の予測条件が未記載のため確認はできませんが、120dB のガードレール撤去のブレーカー音があり、準備書 p478 の「90%レンジの上端値は敷地境界で 65dB であり、特定建設作業の規制基準を下回る。」というのは信じられません。予測期間を 1 年 1 月目にしたことが関係あるのかもしれませんが、この点ぐらいは、十分な審査を求めます。	敷地境界というのは、本事業の対象事業実施区域の境界を意味しております。予測地点は、本事業に最も近接する民家の騒音 5 と最寄りの風力発電機とを結ぶ直線が、この境界と交わる一点に設定しました。境界上の予測地点については、準備書 p480 の図に「+」で記載しております。この境界上の予測地点の近傍ではガードレール撤去工事はなく、90%レンジの上端値 65dB の主な要因は、風力発電機据付のクレーンの稼働により騒音となります。
45	34 *騒音調査地点の違い 準備書 p291、N0.75 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、了解しますが、準備書 p433 の環境騒音調査地点が「5 地点（騒音 1～騒音 5）」とした。」とあるのは不自然です。騒音 6 をどうしたのか明記してください。	準備書 p453 に記載している環境騒音調査地点の「5 地点（騒音 1～騒音 5）」は、風力発電機の稼働に伴う調査地点となります。一方、建設機械の稼働に伴う環境騒音の調査地点として騒音 1～騒音 6 を設定しております。騒音 6 はガードレールの撤去工事を行う場所の付近の地点として設定しております。
46	35 *低周波音は現況調査を 準備書 p292、N0.76 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書 p533 では、超低周波音の G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド毎の音響パワーレベルは、いずれも「メーカーカタログ値」を参考にしてしているので、こうした判断となっていますが、本来は、個別の発生源の音圧レベルを調査するものです。現に、準備書 p537 では、騒音 5 での昼間は現況値が 67dB、風力発電機寄与値 68dB（メーカーカタログ値）、予測値 71dB と、現況値以外は全て想定値となってしまうている。	低周波音の予測・評価にあたっては、現況値以外はメーカーカタログ値をもとにした推定値を用いるものとなります。より精度の高い評価を実施するために、本事業における低周波音の予測においては、信頼性が高い風力発電機メーカーカタログ値を用いて予測計算を行っております。
47	36 *低周波音調査地点の違い 準備書 p292、N0.77 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、了解しますが、準備書 p517 の低周波音調査地点が「5 地点（騒音 1～騒音 5）」とした。」とあるのは不自然です。騒音 6 をどうしたのか明記してください。	準備書 p517 に記載している調査地点の「5 地点（騒音 1～騒音 5）」は、風力発電機の稼働に伴う低周波音の調査地点となります。一方、建設機械の稼働に伴う環境騒音の調査地点として騒音 1～騒音 6 を設定しております。騒音 6 はガードレールの撤去工事を行う場所の付近の地点として設定しております。
48	37 *低周波音の評価の手法が不十分 準備書 p292、N0.78 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、そうした記載があることは承知した上で、低周波音の苦情が発生しないよう、過小評価をしないよう評価を変える必要があることを指摘したものです。この予測結果から低周波音苦情が発生しないと断言できるのですか。	低周波音の感じ方には個人差があり、一般的に人体への影響はないとされる音圧レベルにおいても知覚する人はいるため、現時点で本事業の影響による苦情は発生しないと断言することはできません。 低周波音の予測にあたっては、本来は風速に応じて発生する大きさが増減する低周波音を、最大

No.	意見の概要	事業者の見解
		となる条件で予測計算を行っているため、過小評価とならないものと考えております。 また、施設稼働後においては定期点検・整備を行い、適切な性能を維持することで、低周波音の原因となる異音等の発生を抑制することとしております。
49	38 *工事用車両（振動）は土・日曜・夜間に行わないのか 準備書 p292、N0.79 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書の段階で、土・日曜、夜間走行をしないことを約束しました。この約束を厳守してください。	準備書に記載のとおり、工事用資材等の搬出入は平日 7 時から 18 時とし、日曜日の搬出入は行わない予定として整理いたしました。
50	39 *道路振動の評価は要請限度では不十分 準備書 p293、N0.80 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、確かに道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）には、評価に要請限度を用いるとありますが、そもそも L10 を求める基本式は「旧建設省土木研究所の提案式である。予測式の基本的な考え方は、「建設省所管道路事業環境影響評価技術指針」（昭和 60 年 9 月 26 日建設省祇技調発第 516 号）の予測式の場合と同様であるが、定数及び補正值等については、見直しが行われた（西暦 2000 年）。」（道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）-6-1-8-）とあるように、予測式そのものも 26 年以上古いもので、改正が必要なものです。道路騒音の場合は、環境基準があるため、要請限度は問題とされていませんが、道路振動の場合は要請限度しかないため、こうした矛盾が出てきます。振動の環境基準を定める必要がない以上、環境基準に代わるものとして、名古屋市のように感覚閾値を用いるのも望ましい方向です。	道路交通振動については環境基準がないため、予測結果については要請限度による評価を行っております。また、人体の振動感覚閾値 55 デシベルを下回るという評価についても準備書 p567 に記載しております。
51	40 *鳥類の調査方法で、バードストライクなどの基本的調査がない 準備書 p293、N0.81 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、サシバやオオムラサキの渡りなどがこの渥美半島から始まるので、その渡りを阻害するようなバードストライクがないように、十分な調査と環境保全措置が必要なための意見です。一般的な手引きで済まそうという姿勢は許されません。	渡りをする昆虫類のチョウはアサギマダラではないかと考えます。伊良湖岬ではアサギマダラは確認しておりますが、対象事業実施区域とその周囲では確認がありませんでした。一方、サシバについては、猛禽類調査や渡り鳥調査を実施し、飛翔状況の把握に努めました。予測結果からは、渡りの阻害及びバードストライクの懸念は小さいと考えておりますが、事後調査での猛禽類調査や渡り鳥調査での飛翔状況から、影響が想定される場合には、専門家の指導や助言を得て、適切な環境保全措置を講じることといたします。
52	41 *風車の影の調査位置図を追加すべき 準備書 p293、N0.82 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、風車の影の調査位置図を追加すべきとの意見に対する見解は、長々とした前段は不用で、最後の 2 行だけで結構です。	方法書時の風車の影の調査位置図を追加すべきとの意見に対する見解は、一般の方にもわかりやすくするために丁寧に記載いたしました。
53	42 *風車の影の評価は実際の気象条件等を考慮すべき 準備書 p293、N0.83 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、その文献の関連部分は、■風車の影（評価方法）環境省「基本的な考え方検討会」資料編Ⅱ-38 で、様々な事例がある。このうち、・実際の気象条件等を考慮しない場合は、①風車の影になる時間が、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと（英国、デンマーク）、②風	風車の影の予測・評価については、影響が大きくなる手法として、天候や風向などの気象条件を考慮せず、常に晴天かつ風力発電機が常時稼働し太陽に正面に向き合って風車の影が大きくなる条件で予測を行っております。実際の気象条件を考慮した場合には、風況や天候等の影響により、風車の影のかかる時間は低減する傾向となります。

No.	意見の概要	事業者の見解
	車の影になる時間が年間 30 時間を超えないこと（カナダオンタリオ州、カナダ州プリンスエドワードアイランド州）とあり、・実際の気象条件等を考慮する場合は、③ 風車の影になる時間が年間 8 時間を超えないこと（カナダ州プリンスエドワードアイランド州、デンマーク）、④風車の影になる時間が年間 10 時間を超えないこと（デンマーク）とあります。意見は「仮想条件ではなく、実際の気象条件等を考慮して予測を行い、年間8～10 時間を評価の指針とすべきである。」ことです。	
54	43 ＊動物の現地調査方法があいまい 準備書 p294、N0. 84 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、この「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（p3-57）には「小鳥類の捕捉・追跡は困難である。」とはありますが、「群れで飛翔する鳥類については、その中の1 個体しか追跡できないため、捕捉率が下がる。」とあり、群れの観察が困難とは決めつけていません。群れの中の 1 個体しか追跡できないということです。つまり、機器が高価、1 地点に4名の作業員が必要だから止めたと思われます。	準備書 p294 意見中 N0. 84 の事業者見解の内容が分かりにくくなっておりました。鳥類に関しては、現地調査において、目視による飛翔高度を記録しております。さらに、セオドライトを用いた調査を行い、確かな飛翔高度の記録を実施し、その結果を準備書に記載いたしました。
55	44 ＊鳥類の調査は渡りをとらえきれない 準備書 p294、N0. 85 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、この「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」p3-17 では「渡り経路上・その周辺においては、十分な調査を実施し、渡り特性を把握した上で、衝突リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置を実施し、渡り経路の機能維持を図ることが重要である。～地元の鳥類に関わる有識者、団体からの情報収集等を通じて、経路の有無を確認する必要がある。～衝突リスクは、年齢によって異なる可能性も考えられることから、渡り個体群の構成も考慮することが望ましい。～秋季の渡りは主に 2 つの経路～出現のピークは、主要な経路のうち～、太平洋岸を通る経路では 9 月下旬から 10 月上旬とされる。」とあります。 準備書 p650, 651 によると、調査地点の配置状況（鳥類の渡り時の移動経路調査）では、令和 2 年の秋に 9 月、10 月、11 月の 3 日間だけ、同様に翌令和 3 年の秋にそれぞれ 3 日間だけの調査であり、例えば準備書 p709 サシバの渡りについては「区域内では 3 例 6 個体の渡り～区域外では 60 例 532 個体の渡りが確認され」とだけであり、渡りという特殊な時期に調査が不足していたかどうかの確認もしていません。例えば 10 日に 1 度の調査なので、今週の渡り状況はどうだったかなどを周囲の鳥類観察者に聞き取るなどの努力をしたのかもわかりません。	渡り鳥調査は、サシバをメインとした猛禽類と小鳥類も対象としていることから、各月の上中下旬での違いをみるため、各月で3日間を上中下旬に振り分けての調査を実施しました。その結果、小鳥類についても、多くの種が確認されました。一方、サシバについては、「タカの渡り全国ネットワーク」を参考として、秋季に集中する場所と想定していましたので、通常 1 年の調査を 2 年目の秋季を追加して状況を把握しました。ピークとなる週に設定はしましたが、渡りのピークに合わせることは難しいことから、対象事業実施区域とその周囲と比較するために、渡りの観察ポイントにもなっている伊良湖岬にも定点を配置し、同日に調査を行い、結果を比較する内容としました。秋季の結果は準備書 p656、657 に伊良湖岬を含めた「確認個体数」とそのうち「対象事業実施区域内を通過した個体数」という表で整理しました。調査結果から、サシバでは令和 2 年に確認個体数は「500」ありますが、対象事業実施区域を通過した個体数は「6」と少なく、伊良湖岬へのメインのルートは対象事業実施区域付近ではないという結果が推測されました。
56	45 ＊鳥類の予測手法がない 準備書 p294、N0. 86 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、方法書にそのことが記載されていない問題を指摘したものです。方法書で調査方法、予測方法、評価方法を記載し、意見を求めるはずで、その方法書に記載がなければ意見も出せません。	方法書においても影響予測及び評価フロー図等を記載いたしました。動物については方法書 p318～321、植物については方法書 p327、328、生態系については p335～338 に記載いたしました。

No.	意見の概要	事業者の見解
57	*45-2 セオドライト調査が不十分 愛知県知事の意見より追加されたセオドライト調査（準備書 p348）ですが、その調査結果が有効に活用されていません。 例えば、準備書 p908 で「目視調査により、猛禽類 3 種が確認された。セオドライトで追跡できた種もこれら 3 種で、延べ 32 事例であった。大部分をトビが占めた。」とあり、3 日間で 32 事例のうち、32 がトビだけでした。しかもその軌跡は発電所建設予定地を行き来し、一つは発電所から海上に向かうものであり、サシバの渡りがあればこのとおりと思われる軌跡でした。注目のサシバの渡りが始まるまで調査を延長すべきでした。	愛知県の公式観光ガイドには伊良湖岬でのサシバを含めたタカの渡りは主に 9 月中旬から 10 月中旬がシーズンとされており、この情報を参考にセオドライトによる猛禽類の調査は令和 2 年 10 月 5～7 日に実施しました。準備書にも記載しておりますが、令和 2 年 10 月 6～7 日には他団体により大規模なサシバ等の渡りも確認されていることから調査の時期としては適切であったと考えております。秋の渡りの時期にはサシバ等は主に伊良湖岬付近を飛翔経路として利用しており、対象事業実施区域付近を利用する可能性は小さいものと考えております。
58	*45-3 鳥類の予測（累積的影響）が限られている 鳥類の累積調査の予測で、準備書 p883 で「ブレード回転域を通過する飛翔としては、希少猛禽類～ミサゴとハヤブサ、渡り時の移動経路でノスリが確認された。～年間予測衝突数を確認し、予測を行なう事とした。」とありますが、これは鳥類調査の不備で、サシバの渡りを把握できない日の調査でした。 ミサゴのブレード等への接触は「環境省モデルで 0.0006 個体/年、由井モデルで 0.0027 個体/年」となっており、風力発電機周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、ブレード等への接触の可能性は小さいものと予測する。しかしながら～既存知見は十分ではない～事後調査を実施する」（準備書 p838）と、年間予測衝突数は予測できても、その評価方法がないため、迂回可能な空間が確保されているなどと、定量的な評価をしています。ミサゴについては、由井モデルで 0.3281 が累積的影響で 0.4066 個体/年と 1.2 倍にもなる（準備書 p883）ことを評価していません。また、ハヤブサの「あつみ」、ノスリの「本事業、あつみ」で※1「予定位置上を高度 M で飛翔する個体は確認されていないことから該当データ無しとなる。」という状況で累積的影響を予測したとは言えません。	サシバの渡りについては、「タカの渡り全国ネットワーク」を参考として、秋季に集中する場所と想定して、通常 1 年の調査を 2 年目の秋季を追加して状況を把握しました。比較対照地点として、対象実施区域外の伊良湖岬にも同時に調査地点を設け、調査当日の飛翔状況を比較しており、伊良湖岬では飛翔が見られましたが、対象事業実施区域とその周囲での確認は少なかった調査結果となっており、妥当な調査であったと考えております。ミサゴについては、本事業による予測と評価、累積的な予測と評価に区分して記載しております。ハヤブサについては、調査範囲においては、飛翔は少なく、調査時の状況を反映した結果となっており、妥当な累積的影響の予測結果と考えております。
59	46 *哺乳類の捕獲調査の注意は概ね了承 準備書 p295、N0. 87 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書 p601 に「捕獲した個体については、種名・性別・体長・個体数等を記録した。記録後は速やかに捕獲場所に放獣した。」とあり、「麻酔をせず、外部計測等は個体に負担をかけない程度で実施し」という言葉はないが、概ね了承する。	準備書に記載はしておりませんが、哺乳類の捕獲調査においては、捕獲した個体については、麻酔は使用せず、計測等を行う際にも負担をかけるように実施しております。
60	47 *コウモリ類の高度別調査明記を 準備書 p295、N0. 88 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、準備書 p601 にバットディテクターによる録音・解析、p602 に機器設置概要があり、高度別飛翔状況調査と言えるので了承します。	音声モニタリング調査を行った 3 地点で、有効なデータを収集できたと考えております。
61	48 *はしってみ輪 渥美半島はどうなるのか 準備書 p295、N0. 89 の方法書への意見及び事業者の見解に対し、方法書 p347 では”はしってみ輪 渥美半島”が、事業実施区域内を突っ切って海岸沿いを快適に自転車走行するルートになっていま	サイクリングルート「走ってみ輪渥美半島」には 12 のルートが案内されており、そのうちの一つである「はしりんロング（半島一周）コース」が、ご指摘のとおり本方法書作成時点では、西ノ浜沿いを走るコースとなっております。しかし

No.	意見の概要	事業者の見解
	すが、「なお、現在、はしってみ輪のコースは変更され、対象事業実施区域内は通らないことになっております。」これは、誰が、どうした権限で変更したのですか。その経緯を説明してください。はしってみ輪のコースは単純な内陸部を走るだけのコースになってしまい、渥美半島なのに海も見えずに走ることになります。	ながら、コース設定をされている田原市様によりコースが変更され、現在案内されているコースマップ（2024 年 4 月）では西ノ浜沿いは通らないコースとなっていることから、本準備書ではそれを踏まえた予測・評価を記載いたしております。なお、「はしリンロング（半島一周）コース」を含む複数のルートが太平洋沿いを走る設定となっていることから、現時点でも「走ってみ輪渥美半島」は、海を見ながらサイクリングを楽しめるサイクリングルートとなっております。 事業の実施にあたっては、サイクリングイベントの開催時に配慮する等、サイクリング利用の方々に対しても可能な限り配慮に努めてまいります。

表 2 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	要約書：11p 緑化の内容ですが、種子吹付けでなく伐採量と同量 62 t（要 28 p）の植林をし、防風林の役目とサイクリングロードを楽しむ人たちの休憩場所になるよう計画していただきたいです。	行政機関と協議の上、植生方法を含め適切な緑化手法について検討しております。
63	295p “はしってみ輪 渥美半島”と隣接しています。 ブレードの破損や人身事故の例もあります。不安と恐怖の対象とならないよう安全対策を徹底し、強風時は立入禁止処置をとり事故の被害が拡大しないよう対応をお願いします。	“はしってみ輪 渥美半島”と接しているのは搬入路であって、風力発電機設置場所ではありません。よって仮にブレードの破損が発生した場合などにおいても“はしってみ輪 渥美半島”への影響はないものと考えております。なお、運転開始後は定期点検や保守管理を適切に実施する計画としており、また、異常を早期に把握するための監視体制を整備し、異常発生時には速やかな運転停止等の対応を行うことで、安全管理に努めてまいります。

表 3 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	本意見書の内容については、貴社及び委託先（日本気象協会）による恣意的な解釈が生じることを避けるため、要約や順序の変更を行わないこととする。 1. 風力発電事業におけるコウモリ類の影響評価および順応的管理に関する根本的問題 1 コウモリ類は夜間に大量の害虫を捕食し、農業において重要な役割を果たす益獣である。一方で、多くのコウモリ類は通常 1 年に 1～2 仔しか産まず、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加であっても個体群の存続に深刻な影響を及ぼし得る。 しかし、国内の風力発電施設においては、すでに 500 個体以上のコウモリ類の死亡が報告されている(2026 年 5 月時点※1)。しかも、この数字は未踏査エリアの存在、スカベンジャーによる死骸の消失、調査者の見落としを考慮しておらず、実際の影響を過小評価したものである。 さらに重大なのは、事後調査でコウモリ類の死骸が 1 個体以上確認されているにもかかわらず、追加的保全措置を講じることなく「事後調査終了」した事業が大半を占めることである。これは、事後調査が保全措置を発動するための制度ではなく、単なる免責手続として機能していることを示している。これまで風力発電事業によって殺されたコウモリ類の数は、表面化している数を遥かに超える膨大なものであると考えるべきである。 近年のコウモリ類に関する環境影響評価は、「事後調査」と「順応的管理」と称する対応を前提としている。しかし、この枠組みは現実には機能しておらず、これに依拠した評価の信用性は極めて低い。なぜなら、事後調査結果に基づく影響の程度の判断や追加的保全措置の要否が、専門家の裁量に大きく委ねられている一方で、その判断基準や意思決定過程はほとんど開示されず、第三者による検証が著しく困難だからである。 本来、環境影響評価において問われるべきは、重大な影響を未然に回避できるかどうかである。しかし、現在の『(自称) 順応的管理』の評価手法では、死亡個体の発生を前提とした上で、その後どのような対応を行うかという議論にすり替えられている。これは、影響の回避ではなく損失の事後的容認にほかならず、環境影響評価の本旨に反する。 したがって、コウモリ類については、「死亡が確認された後に対応する」という事後的・順応的管理に依拠した評価を直ちに改めるべきである。現在の制度運用は、死亡個体の発生を前提とし、その結果として生じた損失を事後的に追認しているに過ぎず、環境影響評価の名の下に生物多様性の損失を容認している。 特に、繁殖力が極めて低く、一度失われた個体群の回復が困難なコウモリ類に対して、このよう	頂戴しましたご意見につきましては、基本的に変更せずに記載いたしますが、ご記載いただいている参考文献等には他事業の内容を含むものもあるため割愛させていただきます。 コウモリ類の死亡事例についての報告について確認させていただきました。コウモリ類の事後調査では調査結果について有識者にヒアリングを行い、追加的保全措置の必要性等を検討することが現時点では現実的で有効な方法であると考えております。よって、本事業においても風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。

	な運用を継続することは許されない。死亡が確認されてから判断するのでは遅い。失われた命は戻らない。 求められるのは、「どこまで死んだら問題か」を議論することではない。「そもそも殺さない」という原則である。ノーネットロス(No Net Loss)は努力目標ではなく、最低限守るべき我々の義務であり出発点である。 事後調査を免罪符にしてはならない。順応的管理を先送りの口実にしてはならない。 これ以上、風力発電の名の下にコウモリを犠牲にしてはならない。 (※1 の参考文献等の記載は割愛いたしました。)	
65	2. 風力発電事業におけるコウモリ類の影響評価および順応的管理に関する根本的問題 2 上述のとおり、近年のコウモリ類に関する環境影響評価は、事後調査および順応的管理による対応を前提としている。しかし、この枠組みは現実にはほとんど機能しておらず、これに依拠した評価の信用性は著しく低い。 例えば、国内の複数の風力発電事業において、事後調査によりコウモリ類の死亡個体が確認された後も、 ・ 運転条件の見直しが実施されない ・ 具体的な追加的保全措置が講じられないまま長期間放置されるといった事例が多数確認されている。 また、準備書には「環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導助言を受け、環境保全措置等を検討する。」と記載されているが、実際には死骸が確認されても何ら対応がなされず、そのまま事後調査が終了している事業も存在する※2。 これは、事後調査が本来果たすべき「影響の把握と迅速な是正措置の実施」という役割を果たしておらず、単に事業継続を正当化するための形式的な手続に陥していることを意味する。 そもそも、「環境影響が著しいことが明らかとなった場合」という表現自体が極めて曖昧であり、何をもって環境影響が著しいと判断するのか、その判断主体は誰か、いつまでに何を実施するのか、それが全く明示されていない。 さらに、死亡数等に関する定量的閾値も設定されておらず、閾値超過時に義務的に実施される保全措置も制度上担保されていない。このような不透明な運用では、追加的保全措置が実施される保証はなく、事業者都合よく先送りされるだけである。 以上の実態を踏まえると、現在の事後調査に基づく対応は、 ・ 追加的保全措置の実施の確実性 ・ 追加的保全措置の対応の迅速性 ・ 追加的保全措置の効果の担保 のいずれの点においても著しく不十分であり、影	風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。

	響の未然防止を担保する仕組みとは到底言えない。 「死んでから考える」という現在の運用は、回復困難な生物多様性の損失を前提とするものであり、環境影響評価の理念そのものを否定するものである。 このような不適切な事業に対して、国民は再生可能エネルギー賦課金という形で継続的に費用を負担している。十分な環境配慮を欠き、希少な生物を犠牲にしながら、実効性のない事後対応で責任を曖昧にする事業に対し、国民負担による支援を継続することは制度的正当性を欠く。 再生可能エネルギーの推進は、本来、環境保全と両立して初めて社会的正当性を持つものである。生物多様性の損失を前提とした事業は、その前提を欠いており、再エネ政策の理念そのものを損なうものである。 (※2 の参考文献等の記載は割愛いたしました。)	
66	3. 本事業におけるコウモリ類の事後調査に関する問題 1 本事業におけるコウモリ類の事後調査は、その前提となる死骸探索調査の方法自体に重大な欠陥があり、実際の死亡数を著しく過小評価するおそれが極めて高い。 第一に、死骸探索の調査頻度が著しく不十分である。 コウモリ類の死骸は小型で目立ちにくく、地表に落下した後、キツネ、テン、カラス等のスカベンジャー（死骸捕食者）によって短期間のうちに持ち去られることが広く知られている。特に夏季は高温多湿の影響により腐敗も早く、死骸の残存期間はさらに短くなる。 国内外の調査では、コウモリ類の死骸は平均 2 日前後で消失し、3 日以内に大半が持ち去られることが報告されている。また、英国の公的自然保護機関である NatureScot 等のガイドラインでは、週 1 回のような長い調査間隔は推奨されておらず、スカベンジャーによる持ち去り率が高い地点では毎日の調査が必要とされている。 このため、週 1 回程度の巡視では、多くの死骸が調査前に消失し、実際には死亡していても「死亡していない」と扱われる危険性が極めて高い。すなわち、週 1 回の調査頻度では、死亡数の把握そのものが成立しない。 したがって、本事業におけるコウモリ類の死骸探索調査は、週 1 回ではなく、原則として毎日実施し、少なくとも週 3 回以上を最低基準とすべきである。	コウモリ類の事後調査の調査回数については、「鳥類等に関する風力発電事業設立適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）の推奨される死骸調査方法（案）には、「ひとつの風車につき、1 回以上/月とする。可能であれば 2 回/月。」とされておりますが、本事業の事後調査計画では、ひとつの風車につき週 1 回の調査を計画しております。
67	4. 本事業におけるコウモリ類の事後調査に関する問題 2 第二に、人の目視のみに依存する調査は著しく低精度である。 コウモリ類の死骸は小型で発見が困難であり、落葉や下草に埋もれやすく、地形や植生の影響も受けやすいため、人の目視のみによる探索では発見率に大きな限界があることが知られている。特	探索犬によるコウモリ類の死骸探索は有効な手法と考えられますが、国内において訓練された探索犬の知見がないため、現状は調査員による調査が現実的な手法になると考えております。風力発電機の設置予定地の周辺には、樹林部もあることから、調査の範囲としてはヤード部や道路、砂浜を想定しており、未踏査区域については補正等を行うこととしております。

	に森林に隣接した風力発電施設では、死骸が視認しにくく、探索者による見落としが発生しやすい。さらに未踏査エリアが存在することも看過してはならない。 このため、海外では訓練された探索犬（カーカス・ディテクション・ドッグ）を用いた死骸探索が広く導入されており、人による探索よりも高い発見率が報告されている。探索犬は小型の死骸や植生に隠れた個体の発見に優れており、死骸探索の精度向上において極めて有効な手法である。 したがって、本事業におけるコウモリ類の死骸探索調査は、調査員や保守管理作業員の経験や能力のみに依存するのではなく、探索犬を活用した高精度な死骸探索体制を構築しなければならない。 死亡数を過小評価する調査に基づいて「影響は軽微である」と結論づけることは、科学的にも制度的にも到底許されない。	
68	5. 本事業におけるコウモリ類の事後調査に関する問題 3 このように、 ・死骸が消失する前提を無視した低頻度調査 ・人の目視のみに依存し、探索犬等を活用しない低精度な探索体制 という過小評価構造のもとでは、事後調査によって得られる死亡数は、実態を大きく下回るものにならざるを得ない。 その結果、「死亡数が少ないから影響は軽微である」という結論が導かれるのであれば、それは科学的評価ではなく、調査設計によって作られた見かけ上の安全性に過ぎない。 死亡数を過小評価する調査に基づいて順応的管理を語ることは、保全措置の判断を誤らせ、生物多様性の損失を不可逆的に拡大させる。 特にコウモリ類は繁殖力が極めて低く、通常 1 年に 1～2 仔しか産まないため、わずかな追加死亡であっても個体群全体に深刻な影響を及ぼし得る。このような種に対して、「見つからなかったから問題ない」という前提で事業を継続することは、環境影響評価として到底容認できない。 事後調査は、影響を過小評価するための装置であってはならない。少なくとも、調査頻度については原則として毎日、最低でも週 3 回以上を基準とすべきである。 さらに、人の目視のみに依存するのではなく、探索犬（カーカス・ディテクション・ドッグ）を活用した高精度な探索体制を導入し、死骸発見率そのものを向上させなければならない。 スカベンジャーによる持ち去り率、探索者の見落とし率、未踏査区域の存在を十分に補正しない限り、死亡数評価に科学的妥当性はなく、それを前提とした順応的管理もまた成立しない。直ちに、より保守的かつ科学的に妥当な調査設計へ見直すべきである。	調査員による死骸等の調査は、樹林部もあることから、調査の範囲としてはヤード部や道路、砂浜を想定しており、未踏査区域については補正等を行うこととしております。風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。
69	6. バットストライク調査フローの不備（傷病個体への対応が未記載） 本事業におけるバットストライク調査フローには、衝突後に即死していない傷病個体（瀕死個	準備書の事後調査計画にも記載しておりますが、コウモリ類及び鳥類の外傷個体発見時の対応として、搬送及び救命への協力を行うこととしております。

	体・負傷個体）への対応が明確に記載されておらず、重大な不備がある。 風力発電施設におけるバットストライクは、必ずしも即死個体のみを生じさせるものではない。ブレードとの接触や気圧変化（バロトラウマ）によって、外見上大きな損傷がなくても、内出血、骨折、飛翔不能、衰弱等を生じた個体が発生することが知られている。これらの個体は、その場で死亡せず、一時的に地表や周辺植生内に留まった後に死亡する場合や、調査範囲外へ移動して死亡する場合がある。 特に、希少種や保護対象種においては、傷病個体の放置は追加的死亡を招くだけでなく、種の保全上重大な損失となる。にもかかわらず、その対応手順が未整備であることは、環境保全措置として看過できない欠陥である。したがって、本事業におけるバットストライク調査フローには、少なくとも以下の事項を明確に位置付けるべきである。 ・傷病個体（瀕死個体・負傷個体）を発見した場合の即時対応手順 ・保護、収容及び専門機関（自治体、野生鳥獣保護機関、専門家等）への速やかな連絡体制 ・傷病個体の発生を追加的保全措置の発動要件に含めること 事後調査は、単なる死骸確認作業ではなく、発生した影響を漏れなく把握し、迅速に保全措置へ結び付ける制度でなければならない。傷病個体対応が欠落した調査フローは、その前提を欠いており、直ちに見直されるべきである。	
70	7. フェザリング運用の位置付け コウモリ類は低風速時に飛翔することが多いことが知られている。したがって、機種仕様上のカットイン風速未満においては、ブレードを回転させないフェザリング運用を標準的な措置として位置付けるとともに、これを予測評価の前提条件として明示する必要がある。 しかし、既存の調査では、コウモリ類は低風速時に飛翔する傾向がある一方で、カットイン風速以上においても飛翔し、バットストライクが発生していることが確認されている。したがって、単に「カットイン風速未満にフェザリングを実施する」と記載するだけでは、保全措置としては極めて不十分である。 フェザリング運用は本来、事後調査の結果を見てから導入を検討するものではなく、死亡リスクが予見される以上、事前に実施を前提として設計されるべき措置である。「死骸が確認されたら考える」という姿勢は、既に犠牲を容認する考え方であり、予防原則にもノーネットロスの理念にも反する。曖昧な記載のまま事業を進めることは、環境影響評価の名を借りた責任回避にほかならない。	本事業において使用する風車は、カットイン風速以下では、ブレードはほとんど回転しない仕様となっております。また、稼働後においては事後調査を適切に実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。
71	8. スマートカーテイルメント導入の必然性 1 近年、鳥類に対する影響低減措置として、国内においても運転制御（カーテイルメント）が実際に導入されている※3。これはすなわち、我が国において、環境配慮の一環として風力発電設備の運	国内で実施されている風力発電機の運転制御は、主に大型鳥類への対応であり、コウモリ類を対象とした運転制御については国内での事例はないものと認識しており、その有効性等を確認できておりません。カットイン風速を上げることが環

	転を制御することが、もはや「理想論」ではなく、技術的にも経済的にも十分実施可能な現実的措置であることを示している。 にもかかわらず、コウモリ類に対しては、いまだに「事後調査で様子を見る」「必要に応じて検討する」といった曖昧で責任の伴わない対応が繰り返されている。この姿勢は明らかに時代遅れであり、保全措置を先送りするための口実に過ぎない。 コウモリ類については、低風速時の運転制御（カットイン風速の引き上げ等）によって死亡率が大幅に低減されることが、海外の多数の研究によって既に繰り返し示されている※4。現在では、こうした運転制御は国際的にも標準的な保全措置として位置付けられており、「知らなかった」「前例がない」という言い訳は通用しない。 さらに近年では、DTBat、AudioBat、Minsait 社の BatMonitor のように、気象条件だけでなく、実際のコウモリの飛翔状況をリアルタイムで検知・予測し、必要な時間帯だけ自動的に運転制御を行う、いわゆるスマートカーテイルメントが実用化されている。これにより、発電ロスを最小限に抑えながら高い保全効果を確保することが可能となっている。 事業者はしばしば「できる限りの保全措置を講じる」と説明する。しかし、本当にそう言うのであれば、なぜ既に技術的に確立され、国際的に標準化されつつあるスマートカーテイルメントを前提にしないのか。その説明責任は事業者側にある。 「発電への影響があるから」「費用がかかるから」という理由で導入を回避するのであれば、それは結局のところ、生物多様性の損失を事業コストの外部化によって成立させているに過ぎない。そのような事業に、再生可能エネルギーとしての社会的正当性はない。社会的正当性のない事業に対し、国民負担による支援が正当化される余地はない。再生可能エネルギーの推進は本来、環境保全と両立して初めて社会的正当性を持つものであり、生物多様性の損失を前提とした事業に再エネ賦課金を支払う価値はない。 したがって、本事業においては、コウモリ類の保全と風力発電事業の両立を図る観点から、DTBat、AudioBat、Minsait等のスマートカーテイルメントの導入を前提とした保全措置を基本方針として明確に位置付けるべきである。これを採用しないのであれば、その合理的根拠を具体的かつ定量的に説明しなければならない。もはや「検討する」だけでは許されない段階に来ている。 （※3、※4 の参考文献等の記載は割愛いたしました。）	環境保全措置の一つとなることは認識しております。風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。
72	9. スマートカーテイルメント導入の必然性 2 コウモリ類は低風速時に飛翔する傾向がある一方で、カットイン風速以上においても継続的に飛翔し、バットストライクが発生していることが確認されている。したがって、単に「3m/s 以下のみ停止する」という一律的な対応だけでは不十分で	風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。

	あり、風力発電施設におけるバットストライクを実効的に回避するためには、コウモリ類の活動に応じた動的制御、すなわちスマートカーテイルメントを前提としなければならない。 コウモリ類の活動量は、風速だけで決まるものではない。季節、気温、湿度、降雨、気圧、月齢、日没からの時間経過、渡りの時期、繁殖期の行動変化など、複数の環境要因が複雑に作用して大きく変動する。そのため、「風速 〇m/s 以下なら停止」といった単純なルールでは、必要以上の発電ロスを招くか、あるいは保全効果が不十分となるかのどちらかに陥りやすい。 にもかかわらず、多くの事業では未だに単純なカットイン風速未満のフェザリングだけが採用され、実際のコウモリ活動を把握した上で制御するという発想が欠落している。これは、既に利用可能な技術を見捨て、結果として不要な死亡を容認しているに等しい。 バットストライクの予防に必要なのは、コウモリ類の活動状況をリアルタイムで検知・予測し、その状況に応じて必要な時間帯のみ運転を制御する仕組みである。これにより、保全効果を最大化しつつ、発電ロスを最小限に抑えることが可能となる。 実際に、海外では DTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントが導入されており、コウモリ類の死亡率を大幅に低減しながら、事業性との両立を実現している。もはやこれは先進的な試みではなく、合理的な事業運営における当然の選択肢である。 したがって、これらのスマートカーテイルメントは、追加的・任意的な措置ではなく、コウモリ類の保全措置を達成するための基本的手法として位置付けるべきである。これを採用せずに「十分な保全措置を講じている」と主張することは、科学的にも社会的にも到底認められない。事業者が本当にノーネットロスを目指すのであれば、スマートカーテイルメントの導入を前提とした事業設計を行う以外にない。	
73	10. スマートカーテイルメント導入の必然性 3 事業者は、「DTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントについては、国内における導入事例や適用実績が限定的であり、対象地域における有効性、技術的適用性、維持管理面、経済性等について慎重な検討が必要である。そのため、現時点においてこれらのシステムの導入を一律に前提とすることは考えていないが、今後の調査結果や最新の知見、専門家の助言を踏まえ、必要に応じてフェザリング運用や運転制御を含む追加的な環境保全措置について検討していく。」などと回答することが予想される。 しかし、この「現時点においてスマートカーテイルメントの導入を一律に前提とすることは考えていない」という見解は、コウモリ類の保全に必要な予防的措置の考え方を根本的に欠いており、環境影響評価として極めて不十分である。 事業者自身も認識しているとおり、コウモリ類は低風速時のみならず、カットイン風速以上にお	風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。

	いても飛翔し、活動量は風速だけでなく、気温、季節、降雨、日没後経過時間等の複合的要因によって大きく変動する。すなわち、固定的なフェザリングのみでは衝突リスクを十分に低減できないことは明らかである。それにもかかわらず、なお従来型の一律的な対応に固執することは、既知のリスクを放置することに等しい。 その上で、「国内における導入事例が限定的」であることを理由に導入を先送りすることは、環境保全措置を講じない理由には全くなならない。国内に前例が少ないのは、導入が遅れているという事実を示すに過ぎず、不採用の合理的根拠にはならない。むしろ、海外において DTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントが既に実用化され、死亡率の大幅な低減効果が示されている以上、それを前提に技術的適用性を検討することこそが事業者の責務である。 また、「事後結果を踏まえて検討する」という説明も極めて問題である。事後調査段階では、抜本的な保全措置を新たに導入する余地は著しく限定される。つまり、その段階で「検討する」と言いながら、実際には導入しないための逃げ道を残しているに過ぎない。 準備書段階でスマートカーテイルメントの導入方針を示さず、事後的判断に委ねることは、これまで繰り返されてきた「必要に応じて対応する」という名目上の順応的管理そのものであり、実効性を欠く。現実には、死骸が確認されても追加措置が講じられず、そのまま事後調査が終了する事例が多数存在している。この失敗した仕組みを再び繰り返すことは到底容認できない。 特にコウモリ類は繁殖率が極めて低く、死亡個体の発生を事後的に補填することはほぼ不可能である。したがって、「死亡が確認されてから対応する」という発想自体が不適切であり、回復不能な損失を前提とした評価は環境影響評価の理念に反する。求められるのは、「ノーネットロス（実質的損失ゼロ）」を目標とする予防原則に立った評価である。 さらに、このような不十分な保全措置しか講じない事業に対して、国民は再生可能エネルギー賦課金という形で継続的に費用を負担している。十分な環境配慮を欠き、生物多様性の損失を容認しながら、そのコストを社会全体に転嫁する事業に公共的な正当性はない。再生可能エネルギーは、環境を破壊してまで推進されるものではなく、保全と両立して初めて支持されるものである。 以上より、スマートカーテイルメントを「必要に応じて検討する対象」と位置付けるのではなく、準備書段階からその導入を前提とした調査設計および事業計画を明示すべきである。これを欠いた環境影響評価は、コウモリ類保全の観点から成立しているとは到底いえない。	
74	11. スマートカーテイルメント導入の必然性 4 海外で既に導入されている DTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントは、コウモリ類の保全措置を達成するための基本的手法として位置付けるべきである。	コウモリ類を対象とした運転制御については国内での事例はないものと認識しており、その有効性等を確認できておりません。風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必

	これらの検知・予測型システムを前提としない場合、保全措置は一律的な運用に依存せざるを得ず、その結果として、以下のいずれかの帰結を招くこととなる。 ・発電ロスの過大化（全期間を通じたカットイン風速の引き上げ等）による事業性の著しい低下 - または、 ・影響低減の不十分（コウモリ類の大量死の発生）による社会的信用の毀損 すなわち、スマートカーテイルメントを採用しないという選択は、「発電を守る代わりにコウモリを犠牲にする」か、「コウモリを守るために事業性を大きく損なう」かの二者択一を放置することであり、合理的な事業設計とは到底いえない。 一方、DTBat、TIMR、AudioBat 等を用いたリアルタイム制御は、必要な時間帯のみを選択的に停止させることで、保全効果と発電効率の両立を可能にする。これは環境保全措置であると同時に、事業の持続可能性を担保する経営判断でもある。 したがって、これらのスマートカーテイルメントについては、「導入するかどうか」を議論する段階ではなく、その導入を前提として、どのように適用するかを具体的に検討すべき段階にある。準備書段階においては、導入方針を明確に示し、具体的な適用方法を記載しなければならない。 導入を回避しながら「できる限りの保全措置を講じる」と説明することは許されない。技術的に可能であり、国際的にも標準化されつつある措置を採用しないのであれば、その合理的根拠を事業者自らが明確に説明すべきである。	要性について検討いたします。
75	12. 評価成立条件およびスマートカーテイルメント目標水準 繰り返すが、コウモリ類は一般に繁殖率が極めて低く、多くの種では年1回、1仔程度しか出産しない。このため、死亡の発生を前提とした管理手法では個体群への影響が累積しやすく、一度失われた個体を短期間で回復させることは極めて困難である。 したがって、コウモリ類については「ある程度死んでも後で対応する」という発想自体が不適切であり、「ノーネットロス（実質的な損失ゼロ）」を明確な目標として設定しなければならない。 また、コウモリ類の活動は、風速、気温、湿度、時間帯、季節、降雨、地形条件等に強く依存しており、衝突リスクはこれらの条件に応じて大きく変動する。「カットイン風速未満においてフェザリングを実施すれば影響は低減される」といった一律的かつ短絡的な評価では、実際のリスクを適切に把握することはできない。 実効的な影響低減には、種構成、活動時期、渡りの有無、地形、風況、採餌環境など地域ごとの条件を踏まえた精緻な評価が必要であり、形式的に措置を列挙するだけでは保全効果は担保されない。 このような特性を踏まえると、影響評価は、リアルタイムの活動状況に応じたスマートカーテイルメント（DTBat、TIMR、AudioBat 等）の導入を前提とした調査設計を行わなければ、適切に成立し	風力発電は風によりブレードを回転させて発電を行うことから、飛翔する鳥類やコウモリ類に対しては、移動の障壁や衝突する可能性があります。このためできるだけ影響を回避・低減する計画としておりますが、風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。

	ない。これを欠いた評価は、そもそも成立条件を満たしていない。	
76	13. 準備書段階で明示すべき事項 1 準備書段階では、スマートカーテイルメントの導入を前提として、少なくとも以下の事項を具体的に記載すること。なお、これらを記載しない場合は、事業者がスマートカーテイルメントを採用しない、又は採用できない合理的かつ定量的な理由を明確に示すこと。 ・ 本事業において使用を予定している検知機器 (DTBat、TIMR、AudioBat 等) の種類、設置箇所および検知範囲 ・ 当該機器における検知アルゴリズムの概要 ・ 当該機器を用いた運転制御ロジック (停止条件、再開条件を含む) これらは単なる参考情報ではなく、影響評価の成立そのものを左右する根幹部分である。「今後検討する」という記載では到底足りず、準備書段階で具体化されていなければ評価の信頼性は認められない。	コウモリ類を対象とした運転制御については国内での事例はないものと認識しており、その有効性等を確認できておりません。風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。
77	14. 準備書段階で明示すべき事項 2 コウモリ類の活動については、ブレード掃引高度を含む調査を必ず実施し、その結果を停止条件および制御手法 (DTBat、TIMR、AudioBat 等) に直接反映させる必要がある。 地上付近のみの調査では、実際に衝突が発生する高度帯の活動実態を把握できず、保全措置の設計根拠として不十分である。特に、ブレード掃引域における飛翔頻度、通過時期、時間帯別活動量を把握しなければ、停止条件の妥当性を判断することはできない。 特にコウモリ類のように、制御条件そのものが影響の程度を決定する場合には、調査結果と制御設計 (DTBat、TIMR、AudioBat 等) が一体として示されることが不可欠である。 よって、準備書では、単に「保全措置を講じる」と記載するのではなく、調査結果をどのように停止条件へ反映したのか、その論理過程を含めて詳細に示すことを強く求める。	現地調査において、コウモリ類の音声モニタリング調査として、風況観測塔を利用して高度 50m でのコウモリ類の飛翔状況について 1 年以上の記録を行いました。本事業においてはカットイン風速未満においてはフェザリングを実施することとしております。
78	15. 結論 風力発電施設におけるコウモリ類への影響は強く条件依存的であり、かつ個体群への影響が重大かつ不可逆的となり得る特性を有している。これを踏まえれば、コウモリ類に関しては、従来のような事後対応に依存した評価ではなく、「ノーネットロス」を明確な目標とした予防的な評価を行うべきである。 この目標を達成するためには、DTBat、TIMR、AudioBat 等のリアルタイム制御を前提としたスマートカーテイルメントの導入が不可欠である。これらは追加的な任意措置ではなく、環境影響評価を成立させるための前提条件である。 したがって、これらの制御手法および具体的な運転条件については、準備書段階において明確かつ拘束的に示されなければならない。 仮に、準備書段階において当該目標および制御	本事業によるコウモリ類への影響については、音声モニタリング調査を含め実施し、できる限り回避・低減できる計画といたしました。風力発電施設の稼働後、事後調査を実施し、その結果について有識者のご意見を踏まえ、追加的な環境保全措置の必要性について検討いたします。

	手法 (DTBat、TIMR、AudioBat 等) が具体化されず、「必要に応じて検討する」といった曖昧な記載にとどまるのであれば、「環境影響をできる限り低減する」という環境影響評価の前提自体が成立しない。 その場合、本事業に係る環境影響評価は、信頼性および実効性を著しく欠くものであり、コウモリ類保全の観点から到底容認できない。さらに、そのような不十分な事業に対して再生可能エネルギー賦課金を通じて国民負担を求めることに、社会的正当性は存在しない。	
--	--	--

表 4 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
79	騒音等による健康被害の恐れ、景観の悪化による住環境は破壊の恐れ、風車後流による生態系破壊の恐れがあることから本計画の撤回を求めます。 ■身の回りの景観 生活環境の場から主要な眺望点として、小中山地区、中山地区、西山地区、亀山地区、伊良湖地区の5地点が選ばれています〔準備書 表 10.1.7-1〕。西山地区以外の4つの眺望点からの景観に関する評価を引用します〔準備書 表 10.1.7-10(3-2)〕。 『同時に視認できる景観資源として、「西の浜風力発電」が該当するものの、風力発電機の塗装色は既設の風力発電機などの周囲の環境になじみやすいような環境融和色（灰白色）とすることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。』 さて、「西の浜の風力発電」が住民にとって景観資源であるか、慣れ親しんだスカイラインを壊す迷惑な施設であるかは主観によるところが大きいと考えます。従って必ずしも住民の感覚とは合致しないと考えます。「景観資源」の選択には住民の意見が反映されない可能性があります。「西の浜の風力発電」が身の回りの景観として大切な景観か、無い方が良い景観か、他にも大切な景観はないかなど、住民にアンケートを取って確認するなど、住民の意見を反映する方法を工夫してください。 次に西山地区からの景観に関する評価を引用します。 『同時に視認できる景観資源はないものの、風力発電機の塗装色は既設の風力発電機などの周囲の環境になじみやすいような環境融和色（灰白色）とすることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。』 西山地区の眺望点のフォトモンタージュ〔準備書図 10.1.7-5(10)〕を見ると近景に畑、中景に防風林があり、これは西山地区の身の回りの景観として代表的な景観であると考えます。しかし、眺望点を西山地区の別の場所に移せば「西の浜の風力発電」はよく見えます。むしろそのような場所の方が多いと思います。さらに、フォトモンタージュの方向から少し視線を右に移せば「西の浜の風力発電」はよく見えます。Google Map で確認できます1)。 眺望点の選択には事業者の恣意が入り込む余地があります。他事業の環境影響評価図書においても、調査結果として「植生に阻まれて視認できない」とか「建物に阻まれて視認できない」といった評価がなされている場合でも、実際には少し離れた別の場所から見ると、植生や建物に邪魔されことなく視認できる事例が散見されます。住民にアンケートを取って本事業の風車が最もよく見える場所を選定するなど、住民の意見を反映する	景観資源については、ご意見のとおり、個々の主観により様々なご意見がありえると思われることから、環境影響評価においては下記のとおり、客観的な文献をもとに選定しております。 ・「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）については、「視覚に訴える特徴的なものであること」、「季節的な自然現象ではないこと」などの観点を基本として、各都道府県が専門家により調査・選定したものを環境省が取りまとめています。 ・「美しい愛知づくり景観資源600選」については、2007年(平成19年)9月から11月にかけて愛知県が県民に募集をかけ選定し取りまとめています。 ・「身近な松原散策ガイド 日本の美しい白砂青松をめぐる」（財団法人日本緑化センター、2007年）については、愛知県の意見を踏まえ根拠資料としています。 また、地域住民の皆様が日常的に眺望される、身近な眺望点につきましては、地域住民の皆さまがイメージしやすく、不特定多数の利用がある、地域の拠点施設を主要な眺望点として選定しております。眺望点を記載した方法書については住民説明会を実施し、住民の皆様からの意見書の募集も行いました。現地調査においては調査地点の施設周辺を確認するとともに、環境影響評価では本事業の予測結果が最大予測となることが求められていることから、調査地点の周辺において事業地の方向に開けている場所を選定しております。 環境保全措置に記載している風力発電機の塗装色については「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成25年）において、複数の学術的な研究結果をもとに「背景が空、水面等の場合は、灰色等の無彩色がなじみやすい」とされていることから、本事業においても周囲の環境になじみやすい灰白色の塗装を検討しております。また、背景と調和しやすい色とすることにより回転していることによる印象を低減できると考えております。

	方法を工夫してください。 最後に、風車の見え方についてです。風車の場合、鉄塔や煙突などとは違い、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的効果、風車群のクラスターとしての視覚的効果が支配的です。そもそも、可動部を持つ巨大な構造物自体、不動のスカイラインとは全く調和しないだけでなく、止まっている風車と動いている風車の不揃い感、動いている風車同士の回転速度の差による位相のずれなどは見た者に異質な印象を与えたいと思います。従って、5つの眺望点に共通して挙げられている「風力発電機の塗装色は既設の風力発電機などの周囲の環境になじみやすいような環境融和色（灰白色）とする」という環境保全措置は、全く不十分であると考えます。 1)Google Map https://maps.app.goo.gl/4o8Uo7PDjHr9HJxbA	
80	■風車後流(wake) 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 2)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。 風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています (D:ローター直径) [例えば 3)]。それでは、人間や動物に対する影響はどのようなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずで、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は 117m です [準備書 表 2.2-10]。従って風車から 1.2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。特に、風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。対象事業実施区域及びその周辺は伊良湖鳥獣保護区であり、特に配慮が必要であると考えます。 風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。 なお、本事業を実施する場合は、鳥類の営巣に	風力発電機後方での気圧の変化による人や動物へ影響の研究は十分にはされておきませんが、風力発電機の高度を含む地上に近い大気は地表面の摩擦や対流による影響で風の乱れが比較的大きい層となっております。風力発電機の風下方向には風の乱れが生じますが、その範囲は限定的であり、周囲の大気にも風の乱れは存在することから周辺の環境への影響は小さいものと考えられます。また、風力発電機の風の乱れにより人や動物へ影響が生じたという事例は把握していません。風力発電機の稼働後には、希少猛禽類について生息状況の事後調査を実施する計画としております。調査期間については一年間としており、その結果について有識者のご意見も踏まえ、その後の対応について検討いたします。また、事後調査の結果については、調査終了後にその結果を取りまとめ、報告書を公表することとしております。

	関して事後調査を実施してください。希少猛禽類の生息状況に関する事後調査の期間を稼働後 1 年としています但不十分です [準備書表 10.3-1(2)]。供用期間を通して調査し、結果を随時公表し、事前評価の結果を必ず検証してください。 2) “Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case”, Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Pena, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Rethore, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case 3) 「港湾における風力発電について一港湾の管理運営との共生のためのマニュアル-ver. 1」平成24年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf										
81	■配慮が特に必要な施設及び住宅等からの離隔距離 風車から 2km 以内にある配慮が特に必要な施設を以下に示します [準備書 表 3.2-16(1)～(4)]。 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>対象事業実施区域からの距離</th><th>区分</th></tr> <tr> <td>渥美福寿園</td><td>約 1.5km</td><td>特別養護老人ホーム</td></tr> <tr> <td>渥美福寿園診療所</td><td>約 1.5km</td><td>医療機関</td></tr> </table> 風車から住居等までの最短距離は約 0.7km です [準備書 図 3.2-11]。 本事業で設置される 4,200kW 級の風車の場合、風車から 2km の範囲では騒音、低周波音、超低周波音、風車後流による健康被害が起きる可能性があります。配慮が特に必要な施設及び住宅等からは 2km 以上の離隔距離を確保してください。 なお、評価書では住居等の戸数に関して、風車からの離隔距離を 500m 単位で記載してください。	施設名	対象事業実施区域からの距離	区分	渥美福寿園	約 1.5km	特別養護老人ホーム	渥美福寿園診療所	約 1.5km	医療機関	ご指摘のとおり、本事業の風力発電機から最寄りの住宅は約 0.7km の距離に位置する騒音 5 の地点であり、また、最も近い配慮が特に必要な施設は約 1.4km の距離に位置する福祉施設等の騒音 3 の地点となります。それらの地点で騒音及び超低周波音の予測・評価を行った結果、いずれの地点につきましても、風車騒音は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）に示される指針値を下回り、超低周波音は ISO-7196:1995 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100 デシベルを大きく下回っていることから、風力発電機から 2km 以上の離隔距離がなくとも影響の低減は図られていると考えております。 風力発電機の高度を含む地上に近い大気は地表面の摩擦や対流による影響で風の乱れが比較的大きい層となっております。風力発電機の風下方向には風の乱れが生じますが、その範囲は限定的であり、周囲の大気にも風の乱れは存在することから周辺の環境への影響は小さいものと考えられます。また、風力発電機の風の乱れにより人への健康被害が生じたという事例は把握しておりません。 配慮書においては、事業計画がまだ具体的でなかったために騒音及び超低周波音の影響の予測は住宅地図等の資料より事業実施想定区域から 2.0km の範囲について 0.5km 間隔で住居等の戸数を整理しました。準備書においては、より精度の高い手法である予測式を用いて予測地点の騒音や超低周波音のレベルを予測しましたので距離別の住居戸数を整理する必要はなくなりました。評価書においても準備書と同じ予測手法で予測する予定としております。
施設名	対象事業実施区域からの距離	区分									
渥美福寿園	約 1.5km	特別養護老人ホーム									
渥美福寿園診療所	約 1.5km	医療機関									

○日刊新聞紙における公告

毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、産経新聞、中日新聞（令和8年4月10日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 渥美風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 松本 智
主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

二、対象事業の名称 種類 規模
（仮称）田原中山風力発電事業 風力（陸上） 発電所の出力二万二千キロワット 基数五基

三、対象事業実施区域 愛知県田原市中山町地内他

四、環境影響を受ける範囲と認められる地域 愛知県田原市及び知多郡南知多町

五、縦覧の場所・時間
田原市役所本庁舎環境政策課（二階）渥美支所市民サービス課
※平日午前八時三〇分から午後五時十五分まで
田原市中山市民館 ※平日午前九時から午後五時まで
南知多町役場まちなみ環境課
※平日午前八時三〇分から午後五時十五分まで
篠島開発総合センター ※平日午前九時から午後四時まで
（いずれも土・日・祝日を除きます）
期間 令和八年四月十日（金）から令和八年五月十四日（木）まで
なお、縦覧場所では縦覧期間に加えて意見書の提出期日（令和八年五月二十八日（木））まで閲覧可能としております。

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和八年五月二十八日（木）までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
田原市：令和八年四月二十二日（水）午後六時から八時まで
田原市中山市民館
（愛知県田原市中山町神明前一四六番一号）
南知多町：令和八年四月三十日（木）午後六時から八時まで
南知多町総合体育館
（愛知県知多郡南知多町大字豊浜字須佐ケ丘五）
八、問い合わせ先 渥美風力開発株式会社
〒一〇〇・六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
霞が関ビルディング十五階（日本風力開発（株）内）
電話〇三（三五一九）七四八一（担当 長谷川）

○インターネットによる「お知らせ」
愛知県のウェブサイト(1/2)

[本文へ](#)
[読み上げが可能な](#)
[Language](#)

[A 文字サイズ](#)
[拡大](#)
[標準](#)
[背景色](#)
[白](#)
[黒](#)

[愛知県](#)
Aichi Prefectural Government

[サイト内検索](#)

[検索](#)
[詳細検索](#)

[防災情報](#)
[観光情報](#)
[事業者・就業者の方向け](#)
[目的からさがす](#)
[組織からさがす](#)
[分類からさがす](#)

[ホーム](#) > [環境影響評価\(環境アセスメント\)](#) > (仮称)田原中山風力発電事業

[環境影響評価\(環境アセスメント\)](#)

愛知県の環境影響評価制度

- 環境影響評価制度について
- 環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例の対象事業
- 環境影響評価手続の流れ
- 関係法令

愛知県環境影響評価審査会

- 愛知県環境影響評価審査会のプロフィール
- 開催結果(2025年度)
- 開催結果(2024年度)
- 開催結果(2023年度)
- 開催結果(2022年度)
- 開催結果(2021年度)
- 開催結果(2020年度)
- 開催結果(2019年度)
- 開催結果(2018年度)
- 開催結果(2017年度)
- 開催結果(2016年度)
- 開催結果(2015年度)
- 開催結果(2014年度)
- 開催結果(2013年度)
- 開催結果(2012年度)
- 開催結果(2011年度)
- 開催結果(2010年度)
- 開催結果(2009年度)
- 開催結果(2008年度)
- 開催結果(2007年度)
- 開催結果(2006年度)

環境影響評価実施事業

(仮称)田原中山風力発電事業

ページID:0357460 | 掲載日:2026年4月10日更新 | [印刷ページ表示](#)

計画の概要

事業者	渥美風力開発株式会社
事業の種類・規模	風力発電所(法対象事業) 出力 21,000キロワット
事業実施区域	田原市

計画段階環境配慮書手続

縦覧期間 2019年9月2日～10月2日

環境影響評価審査会

令和元年9月9日 環境影響評価審査会
令和元年10月25日 環境影響評価審査会田原中山風力発電部会
令和元年11月7日 環境影響評価審査会

知事意見

知事意見通知日 令和元年11月19日 [PDFファイル/491KB]

環境大臣意見

環境大臣意見通知日 令和元年11月15日

経済産業大臣意見

経済産業大臣意見通知日 令和元年11月25日



愛知県のウェブサイト(2/2)

- 事業一覧
- 新着情報
- 新着情報

環境影響評価方法書手続

縦覧期間 2020年2月3日～3月4日

環境影響評価審査会

令和2年7月8日 環境影響評価審査会田原中山風力発電部会
令和2年7月17日 環境影響評価審査会

知事意見

知事意見通知 令和2年7月22日 [PDFファイル/493KB]

経済産業大臣勧告

経済産業大臣勧告通知 令和2年8月19日

環境影響評価準備書手続

縦覧期間 2026年4月10日～5月14日

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。[無料]

このページに関する問合せ先
環境活動推進課 環境影響評価グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
Tel:052-954-6211 Fax:052-954-6914
[メールでの問合せはこちら](#)

[トップ](#)
[LINEで見る](#)
[シェアする](#)

○インターネットによる「お知らせ」
事業者のウェブサイト (1/3)

〈仮称〉田原中山風力発電事業

お知らせ

Information

〈仮称〉田原中山風力発電事業 環境影響評価準備書のお知らせ

弊社関連会社である渥美風力開発株式会社は環境影響評価法第14条第1項の規定に基づき、〈仮称〉田原中山風力発電事業 環境影響評価準備書（以下「準備書」という）並びに同準備書の要約書（以下、「要約書」）を経済産業大臣に届け出るとともに、関係各所に送付しました。

準備書及び要約書を、同法第16条の規定に基づき公表します。

<https://data.atsumiwd.com/info/inspection/>

渥美風力開発株式会社

© 2024 Atsumi Wind Development Co., Ltd.

会社概要

お知らせ一覧

事業者のウェブサイト (2/3)



「(仮称) 田原中山風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表について

2026年4月10日
渥美風力開発株式会社

環境影響評価法第14条第1項の規定に基づき、(仮称) 田原中山風力発電事業環境影響評価準備書（以下「準備書」という）並びに同準備書の要約書（以下「要約書」という）を作成しましたので、同法第16条の規定に基づき公表します。

概覧について

概覧期間	2026年4月10日（金）から2026年5月14日（木） 開庁時（土日・祝日を除く）
概覧場所	・田原市役所本庁舎環境政策課（二階）、渥美支所市民サービス課 ※平日 8時30分から17時15分まで ・田原市中山市民館 ※平日 9時から17時まで ・南知多町役場まちなみ環境課 ※平日 8時30分から17時15分まで ・篠島開発総合センター ※平日 9時から16時まで

住民説明会について

場所・日時

1. 田原市 ：2026年4月22日（水）午後18時から20時まで
田原市中山市民館（愛知県田原市中山町神明前146番1号）
2. 南知多町：2026年4月30日（木）午後18時から20時まで
南知多町総合体育館（愛知県知多郡南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘五）

※住民説明会参加の際は、受付において名簿への記入（住所／氏名／連絡先（電話番号））にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。

意見書の提出について

意見書提出方法	概覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見書集期間	2026年4月10日（金）から2026年5月28日（木）
意見書様式	ご意見用紙のダウンロードはこちら

事業者のウェブサイト (3/3)

準備書の内容

- [表紙と目次](#)
- 第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- 第2章 [対象事業の目的及び内容](#)
- 第3章 [対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- 第4章 [計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- 第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- 第6章 [方法書についての意見と事業者の見解](#)
- 第7章 [方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)
- 第8章 [環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- 第9章 [環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)
- 第10章 [環境影響評価の結果](#)
- 第11章 [環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- 第12章 [その他環境省等で定める事項](#)
- [資料編](#)
- [準備書（要約書）](#)
- [ご意見用紙のダウンロードはこちら](#)

お問い合わせ先

渥美風力開発株式会社

担当	長谷川
住所	〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング15階（日本風力開発（株）内）
電話	03-3519-7481
営業時間	平日9：30～17：30（土・日・祝日を除く）

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 準備書の著作権は事業者等が所有しています。
- 「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

ご意見記入用紙

○意見書の郵送先 〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビルディング15階(日本風力開発(株)内)
○意見書の提出期限 令和8年5月28日(木)〔当日消印有効〕

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を 含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。